

**東広島市の市町合併10年における  
動向と検証**

**平成28年10月**

**東 広 島 市**



## 目 次

1	検証の趣旨	1
(1)	はじめに	1
(2)	合併の必要性	2
(3)	合併の検証	3
(4)	検証の方法	3
2	人口動向	4
(1)	自然増減、社会増減等の動向	4
(2)	各地域の人口動向の特性	6
3	合併協定の取扱状況	7
4	新市建設計画	9
(1)	執行状況、執行率	9
(2)	進捗状況	11
5	市民満足度調査結果	15
(1)	調査の概要	15
(2)	調査結果の概要	15
6	行財政	19
(1)	行政体制	19
(2)	財政状況	22
7	施策の動向	31
8	検証のまとめ	34
<b>参考資料</b>		
	合併協定事項の取扱状況	39



# 1 検証の趣旨

## (1) はじめに

「市町村合併」は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成11年以来、国や都道府県の積極的な支援を受けながら、全国的に推進されてきたところである。

東広島市と黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の1市5町も、国・地方を通じて経済や財政環境が厳しい状況にある中で、これまでのサービスを維持し、さらに高度で専門的な行政サービスを提供すべく、行財政基盤を強化し、地方分権の受け皿となる足腰の強い自治体となることを目指すとともに、それぞれ個性ある伝統や文化など、地域の特性を十分に発揮し、魅力あるまちづくりを進め、さらに飛躍、発展するために、平成17年2月7日に合併し、現在の東広島市となってから、平成27年2月をもって10年を迎えた。



表 合併の経緯

平成 13 年	10 月	東広島市・安芸津町合併問題研究会発足
平成 14 年	8 月	東広島市・賀茂郡 5 町・安芸津町合併問題協議会設置
平成 15 年	5 月	東広島圏域合併協議会設置 (1 市 5 町)
平成 16 年	5 月	合併協定書調印
	11 月	総務大臣告示 (市町の廃置分合)
平成 17 年	2 月	合併
平成 27 年	2 月	合併から 10 年経過

## (2) 合併の必要性

東広島市の合併は、1市5町の日常生活圏の広がりに合わせて一体的なまちづくりや、行財政基盤の強化による住民サービスの維持・向上が求められる中、こうした課題に的確かつ効果的に対応するために、行ったものであり、合併の必要性を要約すると、次のとおりである。



### ① 日常生活圏の広域化・一体化に対応した効率的なまちづくりの推進

交通網や情報通信手段の発達等により、日常生活圏が行政区域の枠を超えて広がり、1市5町の結びつきや一体性が強まるとともに、行政サービス面での広域連携化が進んできたことから、住民生活の利便性の向上をより一層図るためには、1市5町の合併によって、一体的かつ効率的なまちづくりを推進する必要がある。

### ② 進む少子化・高齢化社会への対応

少子・高齢化が進行する中で、介護・保健・福祉や教育といった専門分野の行政サービスをよりの確に提供していくためには、財政基盤の強化や人材の確保などに取り組んでいく必要がある。

### ③ 多様化する行政ニーズに対応した行政サービス体制の強化

高度情報化、国際化、環境対策など、多様化する課題について、的確に対応していくことが求められるが、各町の行財政規模ではこうした状況に対応していくことが難しくなっていることから、1市5町の合併によって、行政組織の効率化、専門化を図り、質の高い行政サービスの提供を図っていく必要がある。

### ④ 厳しい財政状況に対応した財政基盤の強化

黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の5町において、地方交付税の見直しが進められる中、財政状況が一段と厳しさを増すものと見込まれるとともに、東広島市においても、経常収支比率が上昇し、財政の硬直化が進みつつあることから、既存の行政サービスを維持するとともに、多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応していくためには、合併による財政規模の拡大等により、効果的かつ効率的な行財政運営を推進する必要がある。

### ⑤ 地方分権の進展を活かした都市の総合力の強化と魅力あるまちづくり

地方分権の進展とともに、個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められるだけでなく、地域間競争が激化し、市町村の行政能力に応じた地域格差が生じるものと見込まれることから、1市5町の合併によって、限られた人材の有効活用や職員の資質向上などにより行政能力を一層強化する必要がある。

### (3) 合併の検証

本検証は、平成27年2月をもって合併から10年を経過したことから、この間における行財政運営の動向を調査・研究した上で、合併に伴う効果と課題を検証し、今後の行財政運営の参考とするものである。

### (4) 検証の方法

人口の動向、合併協定の取扱状況、東広島圏域新市建設計画（以下「新市建設計画」という。）の進捗状況、市民満足度の推移、行財政の推移や施策の動向について調査を行い、合併前と合併後の変化を整理した上で、合併に伴う効果と課題について検証を行った。

なお、東広島市は西条町、八本松町、志和町、高屋町、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町の9地域で構成されるが、合併して新市となった黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町の旧5町については個別に、旧市の西条町、八本松町、志和町、高屋町の4地域はまとめて資料整理を行った。

## 2 人口動向

### (1) 自然増減、社会増減等の動向

旧市、旧5町別の人口及び全市の人口（総人口）の動向については、次表のとおりであり、旧5町においては、継続的に人口が減少している。

表 人口の動向(国勢調査)

(単位:人、%)

区分	年次	人口数	増減数	増減率
旧市	平成12年	123,423	—	—
	平成17年	133,967	10,544	8.5
	平成22年	142,271	8,304	6.2
	平成27年	147,641	5,370	3.8
黒瀬	平成12年	25,351	—	—
	平成17年	25,287	△64	△0.3
	平成22年	24,410	△877	△3.5
	平成27年	23,851	△559	△2.3
福富	平成12年	2,892	—	—
	平成17年	2,814	△78	△2.7
	平成22年	2,626	△188	△6.7
	平成27年	2,374	△252	△9.6
豊栄	平成12年	4,404	—	—
	平成17年	4,131	△273	△6.2
	平成22年	3,675	△456	△11.0
	平成27年	3,232	△443	△12.1
河内	平成12年	6,941	—	—
	平成17年	6,484	△457	△6.6
	平成22年	6,234	△250	△3.9
	平成27年	5,928	△306	△4.9
安芸津	平成12年	12,335	—	—
	平成17年	11,747	△588	△4.8
	平成22年	10,919	△828	△7.0
	平成27年	9,881	△1,038	△9.5
全市	平成12年	175,346	—	—
	平成17年	184,430	9,084	5.2
	平成22年	190,135	5,705	3.1
	平成27年	192,907	2,772	1.5

注-1：各年とも、10月1日時点の人口

-2：平成27年の数値は、速報値

-3：増減数及び増減率は、前回調査に対する数値



中期的な動向をとらえるため5年の期間で集計した人口増減、社会増減等の動向をみると次のとおりである。

全市及び旧市では、平成17年以降自然増減、社会増減ともに増加が継続している。旧市の転居による動向についてみると、転居による増加傾向が継続しているものの、旧市の転居による増加数と社会増加数を合計しても、合併前の社会増加数に及んでいない。

旧5町をみると、いずれも平成17年以降、自然減少が継続している。社会増減は地域によって状況が異なり、平成17年以降福富町及び河内町は増加が継続、黒瀬町及び豊栄町は増加から減少に転じているほか、安芸津町は減少が継続している。転居による増減と社会増減を合計した増減数を実質的な社会増減数とし、自然増減数と比較してみると、黒瀬町の平成17年から平成21年までの期間を除き、各町とも、社会減少数よりも自然減少数が大きくなっている。

表 自然増減、社会増減等の動向

(単位:人)

区 分	集計期間	人口増減				合 計
		自然増減	社会増減	転 居 (市内での移動)	その他増減	
旧 市	平成12～16年	3,405	5,076	—	—	8,481
	平成17～21年	3,532	1,934	596	262	6,324
	平成22～26年	3,152	1,464	739	△731	4,624
黒 瀬	平成12～16年	△97	192	—	—	95
	平成17～21年	△232	△372	△281	30	△855
	平成22～26年	△379	△84	△286	△67	△816
福 富	平成12～16年	△104	47	—	—	△57
	平成17～21年	△136	1	△53	4	△184
	平成22～26年	△186	36	△65	△1	△216
豊 栄	平成12～16年	△259	24	—	—	△235
	平成17～21年	△262	△78	△80	9	△411
	平成22～26年	△309	△55	△98	△7	△469
河 内	平成12～16年	△371	5	—	—	△366
	平成17～21年	△401	92	△14	6	△317
	平成22～26年	△374	104	△65	△10	△345
安芸津	平成12～16年	△232	△354	—	—	△586
	平成17～21年	△457	△237	△168	12	△850
	平成22～26年	△626	△134	△225	△144	△1,129
全 市	平成12～16年	2,342	4,990	—	—	7,332
	平成17～21年	2,044	1,340	0	323	3,707
	平成22～26年	1,278	1,331	0	△960	1,649

- 注-1：平成12～16年は「広島県人口移動統計調査」（集計期間：平成11年10月～平成16年9月）、平成17～26年は「統計でみる東広島」（集計期間：平成17年4月～平成22年3月、平成22年4月～平成27年3月）による。
- 2：平成24年7月の住民基本台帳法の改正により、外国人登録制度が廃止されたため、平成22～26年の移動数には、外国人の移動数を含んでいる。
- 3：「その他増減」は、転出取消、職権記載・消除、国籍取得及び国外移住の合計となっている。
- 4：平成12～16年の「転居」及び「その他増減」が「—」となっているのは、「広島県人口移動統計調査」に該当の調査項目がないためである。

## (2) 各地域の人口動向の特性

旧5町の合併後の状況を見ると、福富町及び河内町は社会増加が継続しており、黒瀬町、豊栄町及び安芸津町は社会減少数が縮小しているが、各町ともに自然減少数が拡大しており、人口減少の要因として自然減少のウエイトが高くなっている。

なお、各地域の人口動向の特性をまとめると、次表のとおりである。

表 自然増減、人口増減の特性

区 分	人 口 動 向
旧 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然増加が継続しているものの、増加数は横ばいである。</li> <li>・社会増加及び転居による増加が継続しているものの、社会増加による増加数は平成17年以降、大幅に縮小している。</li> <li>・人口増加の要因は、平成17年以降は、自然増加によるウエイトが高くなっている。</li> </ul>
黒 瀬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然減少が継続しており、減少数は拡大傾向ある。</li> <li>・社会減少及び転居による減少を合計した実質的な社会減少が継続しているものの、社会減少数の縮小により、減少数は縮小している。</li> <li>・人口減少の要因は、平成22年以降、自然減少によるウエイトが高くなっている。</li> </ul>
福 富	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然減少が継続しており、減少数は拡大傾向にある。</li> <li>・社会増加及び転居による減少を合計した実質的な社会減少が継続しているものの、社会増加数の拡大により、減少数は縮小している。</li> <li>・人口減少の要因は、自然減少によるものである。</li> </ul>
豊 栄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年以降、自然減少が継続しており、減少数は拡大傾向にある。</li> <li>・社会減少及び転居による減少を合計した実質的な社会減少が継続している。</li> <li>・人口減少の要因は、自然減少によるウエイトが高くなっている。</li> </ul>
河 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然減少が継続しているものの、減少数は横ばいである。</li> <li>・社会増加と転居による減少を合計した実質的な社会増加が継続しているものの、転居による減少数の拡大により、増加数は縮小している。</li> <li>・人口減少の要因は、自然減少によるものである。</li> </ul>
安芸津	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然減少が継続しており、減少数は拡大傾向にある。</li> <li>・社会減少及び転居による減少を合計した実質的な社会減少が継続している。</li> <li>・人口減少の要因は、自然減少のウエイトが高くなっている。</li> </ul>
全 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然増加が継続しているものの、増加数は縮小している。</li> <li>・社会増加が継続しているものの、増加数は平成17年以降、大幅に縮小している。</li> <li>・人口増加の要因として、平成12～16年は社会増加のウエイトが高く、平成17～21年は自然増加のウエイトが高かったが、平成22～26年は自然増加と社会増加が同程度になっている。</li> </ul>

### 3 合併協定の取扱状況

合併協定の取扱状況については、協定事項 42 項目のうち平成 27 年 3 月末時点で検討中の項目は、「17 慣行の取扱い」及び「22-9-1 都市計画区域の取扱い」の 2 項目となっている。

「17 慣行の取扱い」については、現在の市民憲章を承継する方向で整理を行うこととしており、「22-9-1 都市計画区域の取扱い」については、平成 25 年 2 月に東広島、黒瀬の両都市計画区域の統合を行い、現在、当該区域において区域区分の総合見直しの作業を進めている。

その他の項目の取扱状況については、いずれも協定内容どおりとなっている。

表 合併協定事項一覧(1)

項目番号	項目
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	事務所の位置
5	財産の取扱い
6	議会の議員の定数及び議員の身分の取扱い
7	行政組織及び機構の取扱い
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
9	地方税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
11	条例・規則等の取扱い
12	一部事務組合の取扱い
13	使用料・手数料の取扱い
14	公共的団体等の取扱い
15	補助金・交付金等の取扱い
16	町名及び字名の取扱い
17	慣行の取扱い
18	地域審議会の取扱い
19	国民健康保険事業の取扱い
20	介護保険事業の取扱い
21	消防団の取扱い
22 - 1	防災関係事業の取扱い
22 - 2	市民関係事業の取扱い
22 - 3	電算システム関係事業の取扱い
22 - 4 - 1	福祉関係事業の取扱い(その1)(敬老事業)
22 - 4 - 2	福祉関係事業の取扱い(その2)(高齢者移送事業)
22 - 4 - 3	保健関係事業の取扱い
22 - 5	保育事業の取扱い
22 - 6 - 1	環境・衛生関係事業の取扱い(その1)(火葬関係事業、合併処理浄化槽設置整備事業等)
22 - 6 - 2	環境・衛生関係事業の取扱い(その2)(ごみ処理、し尿処理)
22 - 7	農林水産関係事業の取扱い
22 - 8	商工・観光関係事業の取扱い

表 合併協定事項一覧(2)

項目番号	項目
22 - 9 - 1	都市計画区域の取扱い
22 - 9 - 2	土地開発公社の取扱い
22 - 9 - 3	公営住宅等の取扱い
22 - 10	水道事業の取扱い
22 - 11	公共下水道事業等の取扱い
22 - 12 - 1	学校教育関係事業の取扱い
22 - 12 - 2	生涯学習関係事業の取扱い
22 - 13	選挙関係事業の取扱い
22 - 14	国際交流・地域間交流の取扱い
23	新市建設計画

## 4 新市建設計画

### (1) 執行状況、執行率

新市建設計画で掲げた事業は585事業、総事業費2,896億円であったが、事業完了に伴う事業費の確定や事業費の精査及び計画延長により、平成27年度における計画事業費は3,688億円と約1.3倍に増加している。

計画期間（平成17～26年度の10年間）における事業の進捗状況は、平成26年度時点の事業実績が2,190億円で、事業進捗率は59.4%と約6割になっている。また、計画期間別に事業の実績額をみると、計画期間前期（平成17～21年度の5年間）で1,075億円（平成27年度における計画事業費の29.1%）、計画期間後期（平成22～26年度の5年間）で1,115億円（平成27年度における計画事業費の30.2%）となっており、前期、後期ともに同程度の事業進捗率になっている。

旧5町の事業の進捗状況をみると、福富町が79.2%で最も割合が高く、次いで河内町70.5%、豊栄町65.7%、安芸津町53.3%、黒瀬町41.6%の順で、施設整備等のハード事業が完了している福富町、豊栄町、河内町においては比較的進捗率が高くなっているが、いくつかの大規模事業が完了していない黒瀬町においては低い進捗率になっている。

旧市は60.5%で、全市の進捗率と同程度になっている。

本市における新市建設計画は、総事業費が県内17合併自治体の中で突出して多いこと、また、長引く景気低迷など合併後の社会経済情勢や地域における課題事項が当時の見通しから変化していることが、計画事業の進捗状況に影響していると思われる。

図 事業進捗率

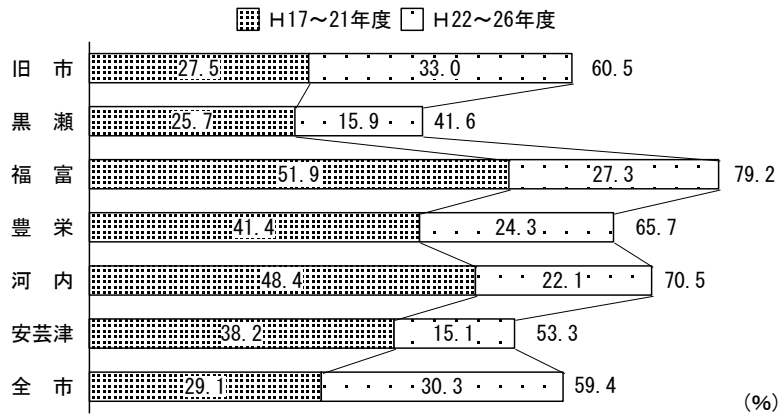


表 新市建設計画の事業進捗率

(単位：億円、%)

区分	事業数	当初 計画事業費	H27年度に おける 計画事業費 A	H17~21年 度間の 実績事業費 B	H17~26年 度間の 実績事業費 C	事業進捗率(%)	
						H17~21 年度 B/A	H17~26 年度 C/A
旧市	225	2,085	2,999	826	1,813	27.5	60.5
黒瀬	72	340	296	76	123	25.7	41.6
福富	58	82	77	40	61	51.9	79.2
豊栄	58	81	70	29	46	41.4	65.7
河内	87	133	95	46	67	48.4	70.5
安芸津	85	175	152	58	81	38.2	53.3
全市	585	2,896	3,688	1,075	2,190	29.1	59.4

注：資料は、企画課。端数整理のため、全市の数値と全市を除く各区分の合計が、一致しないことがある。

## (2) 進捗状況

新市建設計画で掲げた585事業について、各地域の進捗状況等を整理すると、次表のとおりである。

表 地域別事業進捗状況(1)

(単位：%)

区 分		進捗	事業数	構成割合		H26年度末 着手率
旧 市	全 体		225	100.0	100.0	97.8
		◎	38	-	16.9	
		○	182	-	80.9	
		▲	5	-	2.2	
	×	0	-	0.0		
	ハード		79	35.1	100.0	94.9
		◎	24	-	30.4	
		○	51	-	64.5	
		▲	4	-	5.1	
	×	0	-	0.0		
	ソフト		146	64.9	100.0	99.3
		◎	14	-	9.6	
○		131	-	89.7		
▲		1	-	0.7		
×	0	-	0.0			
黒 瀬	全 体		72	100.0	100.0	79.2
		◎	14	-	19.5	
		○	43	-	59.7	
		▲	14	-	19.4	
	×	1	-	1.4		
	ハード		45	62.5	100.0	73.3
		◎	9	-	20.0	
		○	24	-	53.3	
		▲	11	-	24.5	
	×	1	-	2.2		
	ソフト		27	37.5	100.0	88.9
		◎	5	-	18.5	
○		19	-	70.4		
▲		3	-	11.1		
×	0	-	0.0			

注-1：「進捗」の記号は、平成26年度末において、◎すでに完了した事業、○実施中・進行中の事業、▲未だ着手していない事業、×中止した事業

-2：「着手率」= (◎の事業数+○の事業数/全体事業数) ×100 (小数点第2位以下四捨五入)

表 地域別事業進捗状況(2)

(単位：%)

区分		進捗	事業数	構成割合		H26年度末 着手率
福 富	全 体		58	100.0	100.0	91.4
		◎	13	-	22.4	
		○	40	-	69.0	
		▲	0	-	0.0	
	ハード	×	5	-	8.6	93.8
			16	27.6	100.0	
		◎	7	-	43.8	
		○	8	-	50.0	
	ソフト	▲	0	-	0.0	90.5
		×	1	-	6.2	
			42	72.4	100.0	
		◎	6	-	14.3	
豊 栄	全 体	○	32	-	76.2	96.6
		▲	0	-	0.0	
		×	4	-	9.5	
			58	100.0	100.0	
	ハード	◎	11	-	19.0	84.6
		○	45	-	77.6	
		▲	2	-	3.4	
		×	0	-	0.0	
	ソフト		13	22.4	100.0	100.0
		◎	1	-	7.7	
		○	10	-	76.9	
		▲	2	-	15.4	
河 内	全 体	×	0	-	0.0	95.4
			45	77.6	100.0	
		◎	10	-	22.2	
		○	35	-	77.8	
	ハード	▲	0	-	0.0	91.9
		×	0	-	0.0	
			87	100.0	100.0	
		◎	18	-	20.7	
	ソフト	○	65	-	74.7	98.0
		▲	2	-	2.3	
		×	2	-	2.3	
			37	42.5	100.0	
ハード	◎	13	-	35.1	91.9	
	○	21	-	56.8		
	▲	2	-	5.4		
	×	1	-	2.7		
ソフト		50	57.5	100.0	98.0	
	◎	5	-	10.0		
	○	44	-	88.0		
	▲	0	-	0.0		
ハード	×	1	-	2.0	98.0	
		50	57.5	100.0		
	◎	5	-	10.0		
	○	44	-	88.0		

注-1：「進捗」の記号は、平成26年度末において、◎すでに完了した事業、○実施中・進行中の事業、▲未だ着手していない事業、×中止した事業

-2：「着手率」= (◎の事業数+○の事業数/全体事業数) ×100 (小数点第2位以下四捨五入)



表 地域別事業進捗状況(3)

(単位：%)

区 分		進捗	事業数	構成割合		H26 年度末 着手率
安芸津	全 体		85	100.0	100.0	88.2
		◎	17	-	20.0	
		○	58	-	68.2	
		▲	8	-	9.4	
		×	2	-	2.4	
	ハード		39	45.9	100.0	82.1
		◎	12	-	30.8	
		○	20	-	51.3	
		▲	7	-	17.9	
		×	0	-	0.0	
	ソフト		46	54.1	100.0	93.5
		◎	5	-	10.9	
○		38	-	82.6		
▲		1	-	2.2		
×		2	-	4.3		
全 市	全 体		585	100.0	100.0	93.0
		◎	111	-	19.0	
		○	433	-	74.0	
		▲	31	-	5.3	
		×	10	-	1.7	
	ハード		229	39.1	100.0	87.3
		◎	66	-	28.8	
		○	134	-	58.5	
		▲	26	-	11.4	
		×	3	-	1.3	
	ソフト		356	60.9	100.0	96.6
		◎	45	-	12.6	
○		299	-	84.0		
▲		5	-	1.4		
×		7	-	2.0		

注-1：「進捗」の記号は、平成26年度末において、◎すでに完了した事業、○実施中・進行中の事業、▲未だ着手していない事業、×中止した事業

-2：「着手率」= (◎の事業数+○の事業数/全体事業数) ×100 (小数点第2位以下四捨五入)

なお、主なハード事業の進捗状況については、次表のとおりである。

表 主なハード事業の進捗状況

(単位：千円、%)

区分	事業名	当初 計画事業費	H27年度 における 計画事業費	H17~26年度間 の実績事業費	進捗	進捗率
旧 市	新庁舎建設事業	9,319,800	5,001,153	5,001,153	◎	100.0
	最終処分場2工区建設工事	2,816,116	1,577,022	1,577,022	◎	100.0
	PETボトル及びその他プラスチック圧縮・梱包施設整備	800,000	643,725	643,725	◎	100.0
	土地改良事業補助(柏原北)	135,000	135,000	0	▲	0.0
	土地改良事業補助(長野)	725,000	725,000	0	▲	0.0
	寺家新駅整備事業	4,316,600	10,449,479	4,486,172	○	42.9
	東広島運動公園整備	3,073,800	3,640,133	2,606,133	○	71.6
	八本松駅前土地区画整理事業	11,814,000	7,172,724	121,845	○	1.7
	西条駅前土地区画整理事業	1,414,901	1,925,570	1,888,436	○	98.1
	西条駅交通結節点改善事業	3,795,000	5,451,992	5,411,619	○	99.3
	市民文化会館建設事業	4,500,000	8,359,655	3,787,260	○	45.3
	通信デジタル化整備事業	5,910	930,931	930,931	◎	100.0
黒 瀬	黒瀬町保健福祉センター整備事業	801,024	404,716	404,716	◎	100.0
	南方上組地区基盤整備促進事業(一般型)	250,000	250,000	0	▲	0.0
	南方地区基盤整備促進事業(一般型)	250,000	250,000	0	▲	0.0
	市飯田地区基盤整備促進事業(一般型)	140,000	140,000	0	▲	0.0
	田代地区基盤整備促進事業(一般型)	288,000	288,000	0	▲	0.0
	高速バス路線整備事業	102,100	102,100	0	▲	0.0
	榎原地区土地区画整理事業(一般会計分・特別会計分)	5,614,325	0	0	×	—
	龍王山総合公園整備事業	1,294,587	1,773,357	1,265,220	○	71.3
黒瀬町運動公園(地区公園)整備事業	1,160,000	686,762	6,260	○	0.9	
福 富	文化センター整備事業(生涯学習施設)	133,875	95,440	95,440	◎	100.0
	広兼地区多目的グラウンド整備事業	306,684	1,096,130	1,096,130	◎	100.0
	診療所施設整備事業	30,000	0	0	×	—
	福富ダム総合交流促進施設整備事業	1,613,639	1,581,606	1,581,606	◎	100.0
豊 栄	基盤整備事業(乃美地区)	145,000	65,918	63,918	○	97.0
	特産物加工施設整備	200,000	200,000	0	▲	0.0
	体験村交流広場整備事業	360,000	360,000	0	▲	0.0
河 内	中央公民館建設事業	600,000	377,414	142,114	○	37.7
	空港関連スポーツ施設整備事業	1,210,000	470,570	470,570	◎	100.0
	鉄道活性化推進事業	56,240	57,909	4,687	○	8.1
	生涯学習施設整備事業(旧宇山小学校跡地利用)	10,000	21,720	21,720	◎	100.0
	河内中学校建替事業	1,178,797	1,038,892	1,038,892	◎	100.0
	生涯学習施設整備事業(旧小田小学校跡地利用)	10,000	21,720	21,720	◎	100.0
安 芸 津	JR安芸津駅前整備事業	200,000	200,000	62,526	○	31.3
	(仮称)YOU・遊タウン「眺望の丘」整備事業	1,900,000	1,900,000	0	▲	0.0
	安芸津都市計画道路上条浜田線整備事業	1,157,000	1,126,943	1,126,943	◎	100.0
	公民館改修事業	594,900	886,770	316,798	○	35.7
	龍王島自然体験村釣り場整備事業	30,000	52,185	52,185	◎	100.0
	物産館整備事業	50,000	50,000	0	▲	0.0
	海浜公園整備事業	430,400	430,400	0	▲	0.0

注-1：「進捗」の記号は、平成26年度末において、◎すでに完了した事業、○実施中・進行中の事業、▲未だ着手していない事業、×中止した事業

-2：「進捗率」= (平成26年度までの実績事業費/現行全体事業費) × 100 (小数点第2位以下四捨五入)

## 5 市民満足度調査結果

### (1) 調査の概要

本市が実施している「市民満足度調査」の結果を基に、合併後の市民意識の変化を整理した。

なお、地域別の回答件数は次のとおりである。

表 調査の回答件数 (単位：件)

区分	平成17年度	平成21年度	平成28年度
旧市	1,384	1,061	624
黒瀬	275	206	137
福富	43	25	160
豊栄	52	34	156
河内	79	53	149
安芸津	129	92	170
不明	42	4	71
合計	2,004	1,475	1,467

注：各年度の標本数は、平成17年度 5,000、平成21年度 2,500、平成28年度 2,700である。

### (2) 調査結果の概要

平成28年度における調査結果の概要を整理すると、次表のとおりである。

表 平成28年度における調査結果の概要

区 分	概 要
全 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「住みやすい」と回答した割合は、70.9%である。</li> <li>・「住み続けたい」と回答した割合は、78.1%である。</li> <li>・まちづくり大綱別の平均満足度については、「個の力が発揮でき、人の力で発展していくまち」、「安全で安心な暮らしを地域で支えあうまち」及び「環境と調和した生活しやすいまち」の満足度は20%台となっているが、「交流が盛んなにぎわいのあるまち」及び「新たな発想を生かした自立と協働のまち」についての満足度は10%台にとどまっている。</li> </ul>
旧 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市の調査結果と比較すると、全ての項目について、全市を若干上回っている。</li> <li>・「住みやすい」と回答した割合は、1市5町の中で最も高くなっている。</li> <li>・まちづくり大綱別の平均満足度については、「交流が盛んなにぎわいのあるまち」及び「新たな発想を生かした自立と協働のまち」の満足度が低くなっているものの、1市5町の中では最も高くなっている。</li> </ul>
黒 瀬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市の調査結果と比較すると、「住みやすい」と回答した割合が特に低くなっている。</li> <li>・まちづくり大綱別の平均満足度については、「交流が盛んなにぎわいのあるまち」及び「新たな発想を生かした自立と協働のまち」の満足度が低くなっている。</li> </ul>
福 富	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市の調査結果と比較すると、「住み続けたい」と回答した割合が特に高くなっている。</li> <li>・「住み続けたい」と回答した割合は、1市5町の中で最も高くなっている。</li> <li>・まちづくり大綱別の平均満足度については、「安全で安心な暮らしを地域で支えあうまち」及び「環境と調和した生活しやすいまち」の満足度が、1市5町の中で最も高くなっている。</li> </ul>
豊 栄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市の調査結果と比較すると、ほとんどの項目において全市を下回っており、「住みやすい」と回答した割合が、特に低くなっている。</li> <li>・「住みやすい」と回答した割合は、1市5町の中で最も低くなっている。</li> <li>・「住み続けたい」と回答した割合は、1市5町の中で最も低くなっている。</li> <li>・まちづくり大綱別の平均満足度については、全ての項目の満足度が20%以下となっており、「新たな発想を生かした自立と協働のまち」を除いた4項目についての満足度が、1市5町の中で最も低くなっている。</li> </ul>
河 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市の調査結果と比較すると、ほとんどの項目において全市を下回っているものの、「住み続けたい」と回答した割合は高くなっている。</li> <li>・まちづくり大綱別の平均満足度については、「新たな発想を生かした自立と協働のまち」の満足度が、1市5町の中で最も低くなっている。</li> </ul>
安芸津	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市の調査結果と比較すると、いくつかの項目において全市を若干下回っているものの、「住み続けたい」と回答した割合は高くなっている。</li> <li>・まちづくり大綱別の平均満足度については、「交流が盛んなにぎわいのあるまち」及び「新たな発想を生かした自立と協働のまち」についての満足度が低くなっている。</li> </ul>

また、「市民満足度調査」のうち、「東広島市の住み心地」（「住みやすい」と回答した割合）、「今後の居住意向」（「住み続けたい」と回答した割合）及び5つの「まちづくり大綱別の平均満足度」の調査結果については、次表のとおりである。

表 調査結果の概要

(単位：%)

調査項目		調査年度	旧市	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	全市
「住みやすい」と回答した割合		H17年度	75.4	56.7	69.7	53.9	64.6	64.3	70.8
		H28年度	74.4	60.6	62.5	60.3	67.8	67.1	70.9
「住み続けたい」と回答した割合		H17年度	81.2	73.4	93.0	76.9	77.3	78.3	79.8
		H28年度	80.9	79.6	87.5	78.2	85.2	82.4	78.1
まちづくり大綱別の平均満足度	(1) 個の力が発揮でき、人の力で発展していくまち －人づくり－	H21年度	23.6	20.2	16.0	24.8	33.1	27.0	23.6
		H28年度	25.8	22.3	25.6	19.0	24.5	25.1	24.1
	(2) 安全で安心な暮らしを地域で支えあうまち －安心づくり－	H21年度	18.5	15.6	20.8	17.1	25.3	24.5	18.7
		H28年度	22.0	21.4	26.4	18.8	20.0	24.9	20.8
	(3) 環境と調和した生活しやすいまち －快適づくり－	H21年度	22.9	19.2	20.0	16.5	30.3	20.2	22.3
		H28年度	25.2	24.3	26.5	18.9	22.1	23.8	24.1
	(4) 交流が盛んなにぎわいのあるまち －活力づくり－	H21年度	13.8	9.0	10.7	4.6	16.5	12.9	13.0
		H28年度	13.5	11.5	12.9	6.9	7.8	9.0	12.3
	(5) 新たな発想を生かした自立と協働のまち －自立のまちづくり－	H21年度	10.8	9.5	8.0	2.9	16.5	13.0	10.7
		H28年度	13.9	9.5	10.8	8.7	7.0	10.7	12.0

注-1: 「住みやすいと回答した割合」は、「大変住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた割合である。

-2: 「住み続けたいと回答した割合」は、「ずっと住み続けたい」と「当分の間住み続けたい」を合わせた割合である。

-3: 「まちづくり大綱別の平均満足度」は、「満足」と「やや満足」を合わせた割合である。

【参考】表 「市民満足度調査」における施策別の評価項目

施 策	評 価 項 目
(1) 個の力が発揮でき、 人の力で発展していく まち －人づくり－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・だれもが個性と能力に応じて活躍できる地域社会の形成</li> <li>・子どもたちの確かな人間力を育成する学校教育の充実</li> <li>・時代に対応した教育環境の整備・充実</li> <li>・家庭・学校・地域が連携した青少年健全育成の推進</li> <li>・市民が主体となった学習活動の充実</li> <li>・生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の形成</li> <li>・市民や地域が主体となって活動できる社会の形成</li> </ul>
(2) 安全で安心な暮らし を地域で支えあうまち －安心づくり－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健やかな成長と子育てへの支援の充実</li> <li>・多様な保育サービスの充実</li> <li>・生涯を通じた健康づくりの推進</li> <li>・安心して利用しやすい地域医療体制の構築</li> <li>・高齢者が生きがいをもって暮らせる環境の整備</li> <li>・障害者の自立と社会参加を促進する支援体制の充実</li> <li>・地域でお互いが支えあう福祉コミュニティの形成</li> <li>・自然災害に強いまちづくりの推進</li> <li>・迅速に対応できる消防・救急・救助体制の充実</li> <li>・安全な市民生活を守る地域社会の形成</li> </ul>
(3) 環境と調和した生活 しやすいまち －快適づくり－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住みよい都市空間の形成</li> <li>・緑あふれる都市環境の整備</li> <li>・市民ニーズに応じた多様な住宅ストックの形成</li> <li>・安全で良質な水の安定的な供給</li> <li>・快適な市民生活を支える污水处理の推進</li> <li>・利便性の高い道路網の形成</li> <li>・すべての人にとって移動しやすい公共交通網の充実</li> <li>・水や大気等の環境汚染の防止</li> <li>・豊かな自然環境の保全と創造</li> <li>・地球温暖化防止に向けた取り組みの推進</li> <li>・ごみ減量化・リサイクルの推進</li> <li>・歴史・文化の継承と新たな市民文化の創造</li> <li>・東広島らしい景観の形成</li> </ul>
(4) 交流が盛んなにぎわ いのあるまち －活力づくり－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営の強化による活力ある農山村の形成</li> <li>・豊かな森林の保全と活用の促進</li> <li>・特色ある漁業・養殖業の推進</li> <li>・地域に根ざした地元企業の活性化</li> <li>・地域経済の持続的発展のための産業集積の推進</li> <li>・利便性が高く魅力的な商業・サービス業の集積促進</li> <li>・働きやすい労働・雇用環境の充実</li> <li>・産学官が連携した新産業の創出</li> <li>・大学や学生との交流・連携によるまちづくりの推進</li> <li>・にぎわいある都市拠点・地域拠点の形成</li> <li>・国際交流の推進と多文化共生のまちづくりの推進</li> <li>・地域資源を活かした交流・集客の推進</li> </ul>
(5) 新たな発想を生かし た自立と協働のまち －自立のまちづくり－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信技術を活用した地域の活性化</li> <li>・多様な市民参画の仕組みづくり</li> <li>・市民ニーズに対応したサービスの提供</li> <li>・効率的な行政経営の推進</li> </ul>

## 6 行財政

### (1) 行政体制

#### ア 部課数、職員数等

本庁の部局及び課（室）の変化をみると、合併前においては、10部局、58課（室）の体制であったが、平成21年度の組織機構の改革により、財政運営の総合的な推進という観点から財務部を新設するとともに、危機管理課、地域政策課、温暖化対策室、障害福祉課、こども家庭課、保育課、住宅課等を新設し、本庁は13部局、82課（室）となった。

また、支所（合併前は旧町の役場）数及び課（室）の変化をみると、合併前の平成16年度においては、5支所、64課（室）（1支所当たり平均12.8課（室））の体制であったが、合併により本庁に機能を集約することが望ましい課（室）を統合したことなどを経て、平成21年度には17課（室）の体制となり、3分の1以下まで減少している。

その後も、効果的かつ効率的な行政サービス体制を確立するため、部局、課（室）の再編を行ってきており、平成26年度においては、13部局82課（室）、5支所12課（室）となっている。

職員数については、平成26年度における総職員数は1,583人で、合併前と比べて145人減少している。また、平成16～21年度までの5年間に77人、その後の平成21～26年度の5年間に68人減少している。

平成26年度における職員数について、本庁、支所別にみると、本庁の職員数は1,479人で、合併前の平成16年度と比べて296人増加しているのに対し、支所の職員数は104人で、441人減少しており、合併前の旧町の職員数の約5分の1になっている。

表 部局、課(室)及び職員数等の推移

(単位:人)

区 分		合併前	合併後		増 減	
		H16年度	H21年度	H26年度	H21-H16	H26-H16
本 庁	部 局 数	10	13	13	3	3
	課(室)数	58	82	82	24	23
	職 員 数	1,183	1,510	1,479	327	296
黒 瀬	課(室)数	18	4	3	△14	△15
	職 員 数	190	45	31	△145	△159
福 富	課(室)数	13	3	2	△10	△11
	職 員 数	59	16	13	△43	△46
豊 栄	課(室)数	10	3	2	△7	△8
	職 員 数	72	21	16	△51	△56
河 内	課(室)数	13	3	2	△10	△11
	職 員 数	88	25	19	△63	△69
安芸津	課(室)数	10	4	3	△6	△7
	職 員 数	136	34	25	△102	△111
支 所	支 所 数	5	5	5	0	0
	課(室)数	64	17	12	△47	△52
	職 員 数	545	141	104	△404	△441
合 計	課(室)	122	99	94	△23	△29
	職 員 数	1,728	1,651	1,583	△77	△145

注-1: 各年4月1日現在の支所、部局、課(室)、職員(教育長を含む)の数

-2: 平成16年度の職員数については、本庁は旧東広島市(885人)、旧賀茂広域行政組合分(208人)、旧竹原広域行政組合のうち消防事務分(90人)を合計したものであり、支所については旧町の職員を合計したものである。

-3: 資料は、職員課



## イ 特別職の職員等

特別職の職員等の数を合併前の平成16年度と平成26年度で比較すると、大幅な減員となっている。首長は6人から1人、助役（副市長）は7人から2人、収入役は5人から0人に減少している。

また、議会議員、教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員についても同様に、合併後大幅に減員し、現在に至っている。

人件費は、合併前の平成16年度と平成21年度を比較すると減少しているが、主に、平成23年度の議員年金制度の廃止に伴い、共済給付金に要する費用に係る自治体の負担金率が引き上げられたことにより議会議員の人件費が増加したため、平成26年度は平成21年度よりも増加している。これにより、合併後人件費は一旦減少した後再び上昇したが、合併前よりは減少している。

表 特別職の職員等の推移

(単位：人、千円)

区 分		合併前	合併後		増 減	
		H16年度	H21年度	H26年度	H21-H16	H26-H16
議会議員	人 数	98	32 (31)	32 (31)	△66 (△67)	△66 (△67)
	人 件 費	533,597	273,283	340,372	△260,314	△193,225
首 長	人 数	6	1	1	△5	△5
	人 件 費	70,106	18,327	18,608	△51,779	△51,498
助 役 (副市長)	人 数	7	2	2	△5	△5
	人 件 費	74,367	29,981	30,573	△44,386	△43,794
収 入 役	人 数	5	0	0	△5	△5
	人 件 費	47,207	0	0	△47,207	△47,207
教 育 長	人 数	6	1	1	△5	△5
	人 件 費	55,222	13,328	13,588	△41,894	△41,634
教育委員	人 数	24	5	5	△19	△19
	人 件 費	7,846	3,286	3,286	△4,560	△4,560
選挙管理 委 員	人 数	24	4	4	△20	△20
	人 件 費	2,633	1,685	1,685	△948	△948
監査委員	人 数	13	3	3	△10	△10
	人 件 費	6,212	2,904	2,904	△3,308	△3,308
農業委員	人 数	109	42	42 (40)	△67	△67 (△69)
	人 件 費	30,120	17,018	16,502	△13,102	△13,618
合 計	人 数	292	90 (89)	90 (87)	△202 (△203)	△202 (△205)
	人 件 費	827,310	359,812	427,518	△467,498	△399,792

注-1：各年とも、当該年度の4月1日における条例上の定数。基準日において欠員が生じている場合は、実数を( )書きで記載している。

-2：河内町では、助役が収入役を兼職していたため、収入役としては計上していない。

-3：平成21年度以降、収入役が0人となっているのは、平成19年度において、収入役に代えて一般職の会計管理者を設置したことによる。

-4：平成16年度の人件費は、1市5町における平成16年4月1日から平成17年3月31日の間の合計金額。ただし、議会議員の人件費は、条例などにに基づき算出したもの。

-5：平成26年度の人件費の増加は、主に共済費に係る自治体負担金率が増加したことによるもの。このうち議会議員の自治体負担金率の増加は、平成23年度の議員年金制度の廃止に伴う経過措置によるもの。

-6：資料は、議会事務局、職員課、教育委員会教育総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

## (2) 財政状況

### ア 合併前の財政状況

合併前の1市5町それぞれの財政状況を整理すると、以下のとおりである。

なお、平成16年度決算については合併により打切決算となったため、また、財政状況については、特殊要因による影響を受ける可能性があることを考慮し、平成13年度から平成15年度までの財政状況を掲載している。

### (7) 歳入・歳出決算額の状況

歳入・歳出決算額をみると、全体としては減少傾向にあり、平成13年度と平成15年度を比較すると歳入で3,582百万円、歳出で3,739百万円減少している。

平成13年度と平成15年度の比較を旧市町別でみると、豊栄町及び安芸津町で増加しているものの、他の市町においては減少している。

表 歳入総額 (単位：千円)

区 分	H13年度	H14年度	H15年度
旧 市	40,325,884	38,490,415	38,850,539
黒 瀬	7,879,035	7,109,800	6,868,346
福 富	3,751,434	4,166,974	3,001,828
豊 栄	3,295,572	3,339,935	3,760,642
河 内	5,836,060	4,684,732	4,471,267
安芸津	4,931,908	5,028,886	5,484,945
合 計	66,019,893	62,820,742	62,437,567

注：資料は各年度の決算カード

表 歳出総額 (単位：千円)

区 分	H13年度	H14年度	H15年度
旧 市	39,463,981	37,710,998	37,576,675
黒 瀬	7,694,575	6,890,979	6,651,459
福 富	3,446,992	4,008,977	2,871,659
豊 栄	3,135,396	3,111,836	3,573,350
河 内	5,706,531	4,618,919	4,383,450
安芸津	4,753,197	4,892,034	5,404,925
合 計	64,200,672	61,233,743	60,461,518

注：資料は各年度の決算カード

#### (イ) 経常収支比率の状況

経常収支比率をみると、平成13年度と平成15年度の比較で、各市町とも80%台は維持しているものの1.3~6.2ポイント上昇しており、徐々にではあるが財政構造の硬直化が進んでいる。

表 経常収支比率

(単位：%)

区 分	H13年度	H14年度	H15年度
旧 市	83.3	85.4	84.6
黒 瀬	76.8	81.6	81.3
福 富	82.2	80.7	84.4
豊 栄	82.9	86.2	89.1
河 内	81.8	83.1	84.3
安芸津	84.0	90.3	89.0

注-1：資料は各年度の決算カード

-2：経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられるもので、この比率が低いほど、一般財源が臨時的な財政需要に対して余裕をもつことになり、財政構造に弾力性があるということになる。

#### (ウ) 財政力指数の状況

財政力指数をみると、平成13年度と平成15年度の比較で、河内町が横ばいとなっているものの、他の市町においては0.01~0.04ポイント改善している。

表 財政力指数

区 分	H13年度	H14年度	H15年度
旧 市	0.77	0.79	0.81
黒 瀬	0.52	0.53	0.54
福 富	0.19	0.19	0.20
豊 栄	0.21	0.22	0.23
河 内	0.31	0.31	0.31
安芸津	0.40	0.41	0.42

注-1：資料は各年度の決算カード

-2：財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられ、1に近くあるいは1を超えるほど余裕がある。

計算式

$$\left( \frac{\text{前々年度の基準財政収入額}}{\text{前々年度の基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度の基準財政収入額}}{\text{前年度の基準財政需要額}} + \frac{\text{当年度の基準財政収入額}}{\text{当年度の基準財政需要額}} \right) \div 3$$

-3：各年度における財政力指数の県内平均は、次のとおりである。

(都市) 平成13年度 0.63、平成14年度 0.63、平成15年度 0.62

(町村) 平成13年度 0.29、平成14年度 0.29、平成15年度 0.31

## (イ) 基金積立残額の状況

基金積立残額をみると、平成13年度と平成15年度の比較で、全体としては横ばいとなっているものの、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町については減少し、旧市及び黒瀬町については増加している。

表 基金積立残高

(単位：千円)

区 分	H13年度	H14年度	H15年度
旧 市	8,547,973	8,789,844	9,559,185
黒 瀬	2,372,262	2,344,175	2,542,170
福 富	1,290,918	904,070	728,462
豊 栄	688,355	583,629	481,008
河 内	2,155,710	2,023,809	2,032,493
安芸津	2,184,471	2,089,546	1,931,334
合 計	17,239,689	16,735,073	17,274,652

注-1：資料は各年度の決算カード

- 2：金額は、「財財政調整基金」、「減債基金」及び「特定目的基金」を合計したもの
- 3：「財政調整基金」とは、年度間の財源の不均衡を調整するための基金であって、例えば、景気の低迷で税収入が少なくなった場合に、取り崩して歳入不足を補うもの
- 4：「減債基金」とは、市債の将来の償還（公債費の支出）に備えて積み立てておく基金で、公債費の支出が増加してきた際に、取り崩して公債費の支出に充てるもの
- 5：「特定目的基金」とは、財政調整基金と減債基金以外の基金をまとめて「特定目的基金」と言う。例えば、庁舎の整備など、条例で定められた目的（特定目的）を計画的に実施することができるよう、その用途に限って取り崩すことができることとして、設置しているもの

## (オ) 地方債残高の状況

地方債残高をみると、全市町において増加しており、平成13年度と平成15年度を比較すると、全体で5,019百万円増加している。

表 地方債残高

(単位：千円)

区 分	H13年度	H14年度	H15年度
旧 市	55,106,733	55,583,262	56,813,059
黒 瀬	8,293,344	8,247,267	8,583,348
福 富	3,962,701	4,967,233	5,352,865
豊 栄	4,414,124	4,566,274	5,044,002
河 内	6,968,630	7,123,696	7,541,325
安芸津	7,031,201	7,048,948	7,461,221
合 計	85,776,733	87,536,680	90,795,820

注：資料は各年度の決算カード

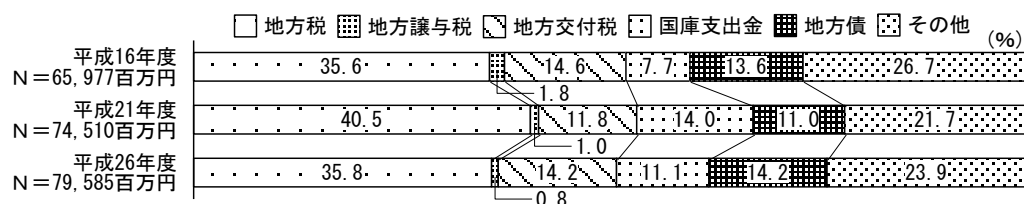
## イ 歳入決算額（普通会計）

### (7) 歳入決算額の推移

歳入決算額（普通会計）を平成26年度で見ると79,585百万円であり、合併前の平成16年度と比較すると、13,608百万円増加（増加率20.6%）している。

これは、市民税、固定資産税等の地方税と国庫支出金等の増加によるものである。

図 歳入決算額の割合



注：資料は、財政課

表 歳入決算額（普通会計）の推移

（単位：千円、%）

区 分	合併前	合併後				
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
地 方 税	23,477,297	24,978,652	27,353,586	30,781,483	32,685,436	30,163,637
地方譲与税	1,162,825	1,439,228	2,181,221	821,823	797,620	747,687
地方交付税	9,623,656	10,593,921	8,546,379	8,454,793	8,508,017	8,779,411
国庫支出金	5,087,828	6,264,191	6,328,507	5,576,653	5,473,042	10,407,392
地 方 債	8,950,200	7,856,200	6,738,800	7,594,000	5,695,800	8,169,900
そ の 他	17,675,149	13,570,437	15,097,651	14,061,952	14,447,539	16,242,411
合 計	65,976,955	64,702,629	66,246,144	67,290,704	67,607,454	74,510,438

区 分	合併後					H26-H16	
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	増 減	増減率
地 方 税	29,751,330	28,730,192	26,118,557	31,688,959	28,524,822	5,047,525	21.5
地方譲与税	737,996	725,962	683,231	653,519	624,051	△538,774	△46.3
地方交付税	9,169,056	10,963,589	11,214,249	11,307,226	11,317,187	1,693,531	17.6
国庫支出金	9,509,491	8,519,291	7,793,176	8,638,692	8,841,917	3,754,089	73.8
地 方 債	9,843,900	7,703,300	10,316,200	9,852,300	11,272,800	2,322,600	26.0
そ の 他	15,838,848	17,076,756	16,093,869	15,973,231	19,003,996	1,328,847	7.5
合 計	74,850,621	73,719,090	72,219,282	78,113,927	79,584,773	13,607,818	20.6

注-1：平成16年度は、1市5町における平成16年4月1日から平成17年3月31日の間の合計金額

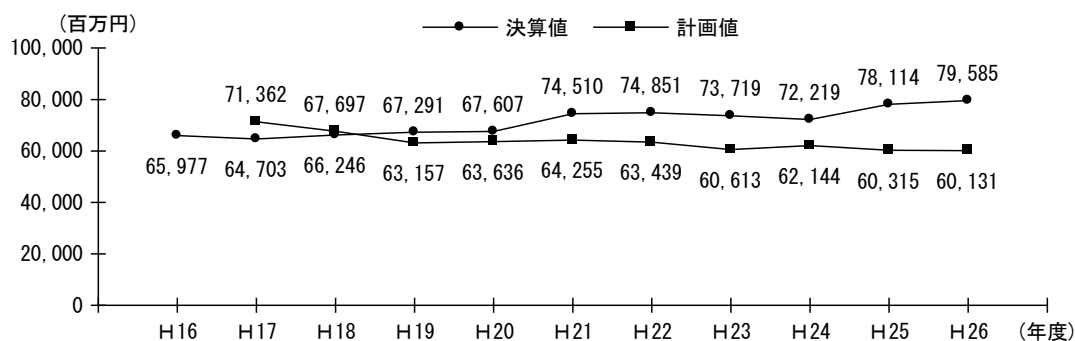
-2：資料は、財政課

#### (イ) 歳入決算額（決算値）と歳入の新市建設計画における計画値との比較

歳入の決算値を新市建設計画における計画値と比較すると、平成19年度から平成26年度までの8年間は決算値が計画値を上回り、合併後の10年間の合計で見ると約13%の増額になっている。

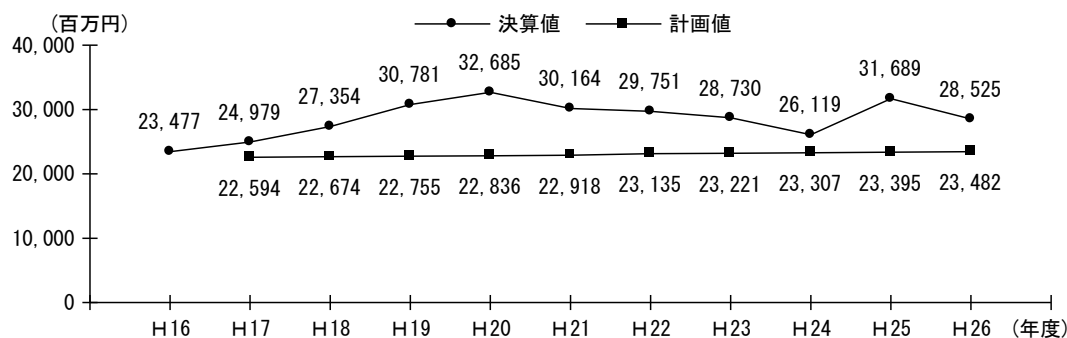
歳入のうち地方税は、各年度とも決算値が計画値を上回っている。また、地方交付税は、各年度とも決算値が計画値を下回っている。

図 歳入決算額の推移



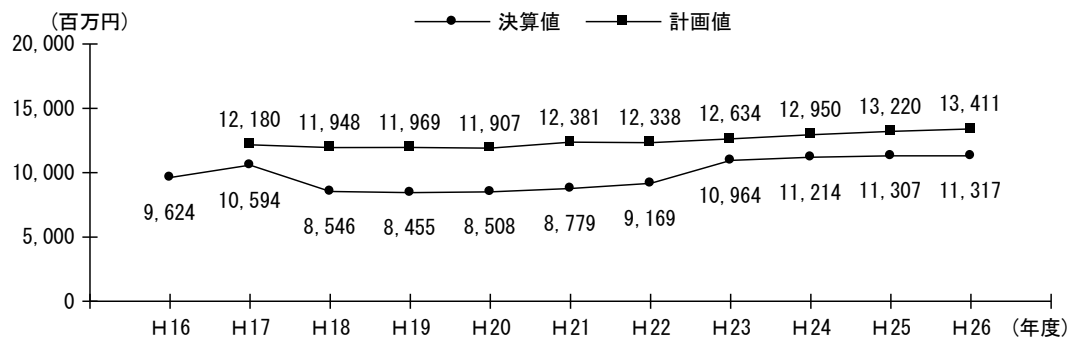
注：資料は、財政課

図 地方税の推移



注：資料は、財政課

図 地方交付税の推移



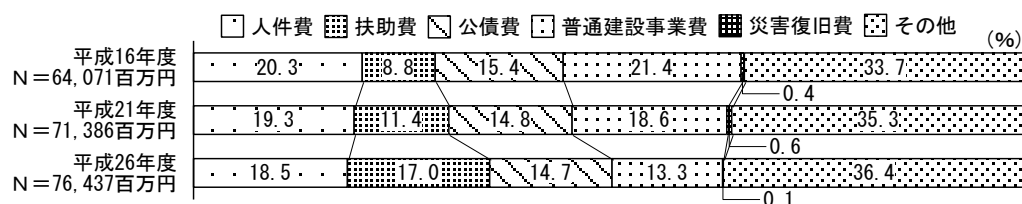
注：資料は、財政課

## ウ 歳出決算額（普通会計）

### (7) 歳出決算額の推移

歳出決算額を平成26年度でみると76,437百万円であり、合併前の平成16年度と比較すると、12,366百万円増加（増加率19.3%）している。これは、扶助費の大幅な増加によるものである。また、普通建設事業費は、年度毎の増減はあるものの、減少傾向である。

図 性質別歳出決算額の割合



注：資料は、財政課

表 性質別歳出決算額の推移

(単位：千円、%)

区 分	合併前	合併後				
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
人 件 費	12,975,824	13,616,763	13,248,138	13,156,141	13,135,778	13,787,149
扶 助 費	5,620,994	6,565,357	6,888,498	7,392,735	7,635,539	8,104,409
公 債 費	9,869,416	10,080,707	10,442,676	10,732,163	11,461,247	10,564,876
投資的経費	13,958,725	12,345,542	12,951,712	12,660,343	10,516,089	13,731,861
普通建設事業費	13,704,510	12,155,755	12,896,857	12,654,942	10,511,272	13,302,838
災害復旧事業費	254,215	189,787	54,855	5,401	4,817	429,023
そ の 他	21,645,556	19,430,278	19,719,561	21,092,525	21,507,454	25,198,128
合 計	64,070,515	62,038,647	63,250,585	65,033,907	64,256,107	71,386,423

区 分	合併後					H26-H16	
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	増 減	増減率
人 件 費	13,706,743	14,329,812	14,440,077	13,538,989	14,155,232	1,179,408	9.1
扶 助 費	11,017,970	11,743,855	11,868,149	12,100,613	13,040,739	7,419,745	132.0
公 債 費	11,114,366	12,739,758	9,570,174	12,300,455	11,240,377	1,370,961	13.9
投資的経費	12,731,641	11,205,803	12,402,414	12,249,863	10,218,952	△3,739,773	△26.8
普通建設事業費	11,925,184	10,594,304	12,369,676	12,200,459	10,136,525	△3,567,985	△26.0
災害復旧事業費	806,457	611,499	32,738	49,404	82,427	△171,788	△67.6
そ の 他	21,635,208	20,978,494	21,648,971	23,603,569	27,781,659	6,136,103	28.3
合 計	70,205,928	70,997,722	69,929,785	73,793,489	76,436,959	12,366,444	19.3

注-1：平成16年度は、1市5町における平成16年4月1日から平成17年3月31日の間の合計金額

-2：資料は、財政課

-3：人件費とは、議員報酬・手当、行政委員会の委員報酬、市職員（特別職を含む）の職員給・手当、地方公務員共済組合等負担金等である。

-4：扶助費とは、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費のこと

-5：公債費とは、地方公共団体が借り入れた地方債（市債）の償還元金及び利子のこと

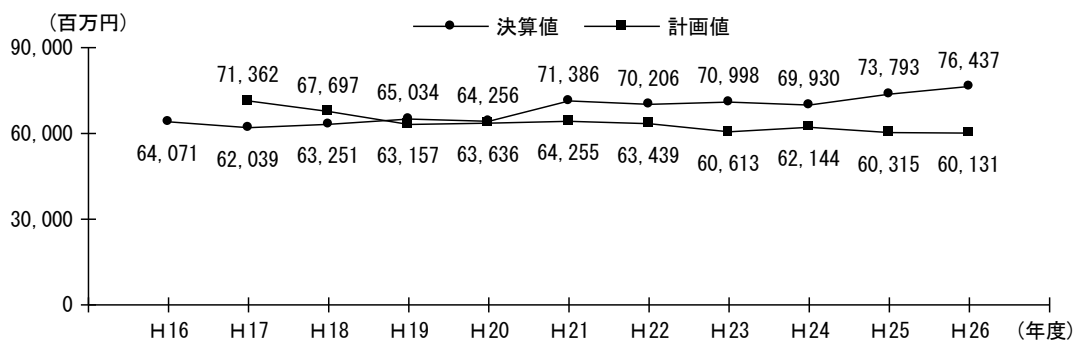
-6：投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストック（資産）として将来に残るものに支出される経費のこと

#### (4) 歳出決算額（決算値）と歳出の新市建設計画における計画値との比較

歳出の決算値を新市建設計画における計画値と比較すると、平成19年度から平成26年度までの8年間は決算値が計画値を上回り、合併後の10年間の合計でみると約8%の増額となっている。

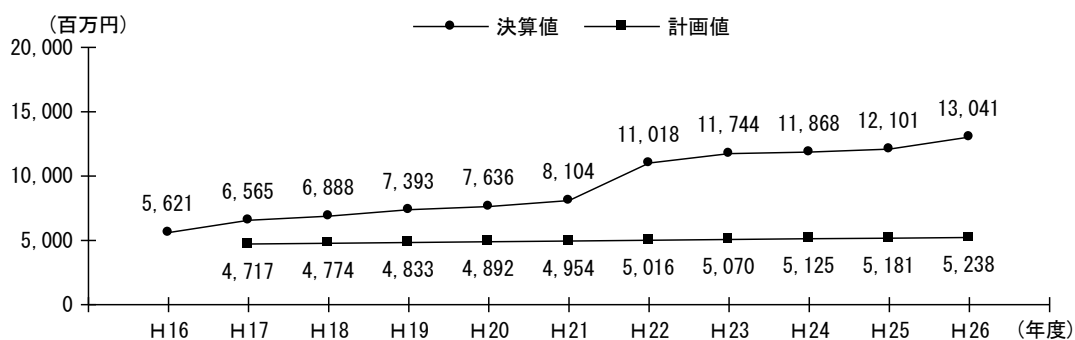
歳出を項目別にみると、扶助費は各年度とも決算値が計画値を上回っており、10年間の合計でみると、約2倍に膨らんでいる。投資的経費は、平成22年度までは計画値が決算値を上回っていたが、平成23年度以降は決算値が計画値を上回っている。

図 歳出決算額の推移



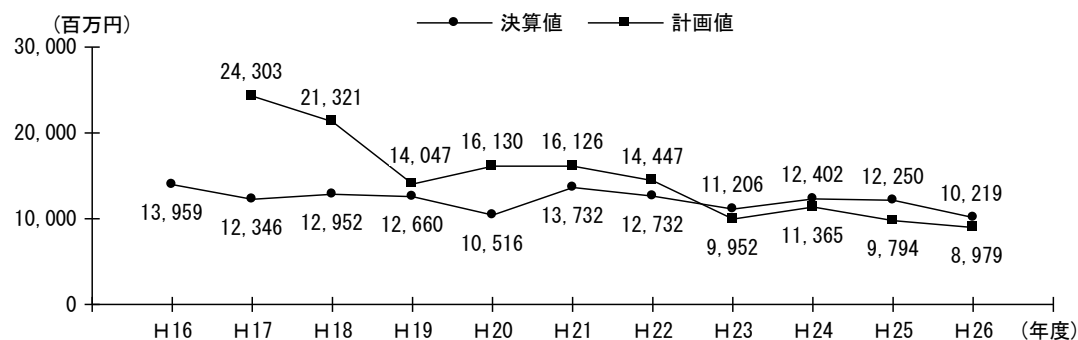
注：資料は、財政課

図 扶助費の推移



注：資料は、財政課

図 投資的経費の推移



注：資料は、財政課

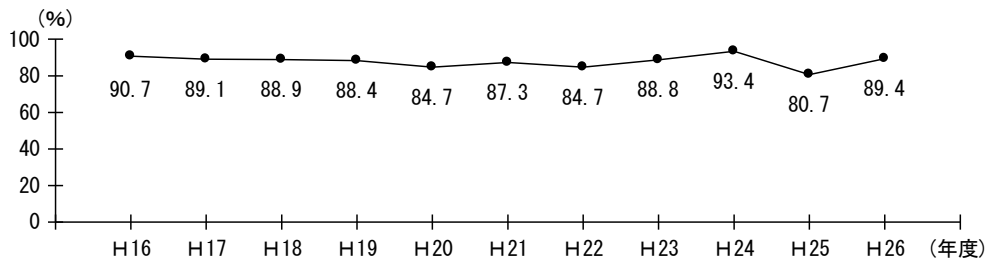


## エ 経常収支比率の推移

経常収支比率を平成26年度でみると89.4%であり、平成20年度まで改善傾向にあったが、その後は年度によって増減を繰り返している。

参考までに、平成26年度の経常収支比率を県内他市と比較すると、本市は福山市や江田島市とともに、経常収支比率が90%を下回っており、弾力性の高い財政構造となっている。

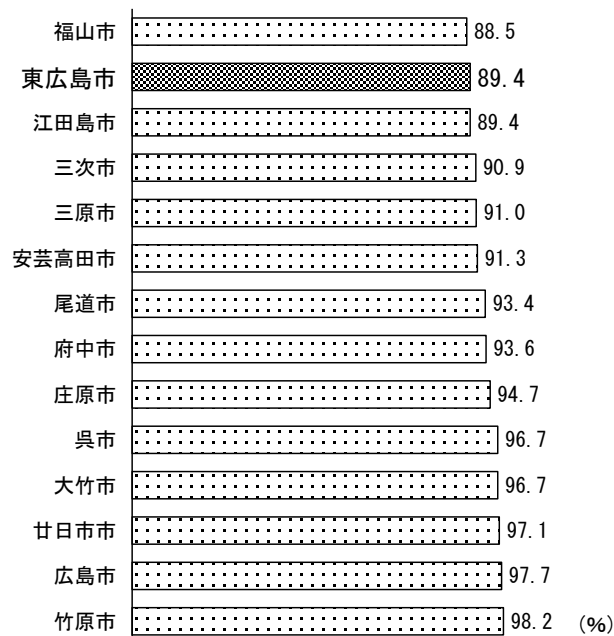
図 経常収支比率の推移



注-1：経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられるもので、この比率が低いほど、一般財源が臨時的な財政需要に対して余裕をもつことになり、財政構造に弾力性があるということになる。

-2：資料は、財政課

【参考】 図 県内市における平成26年度の経常収支比率

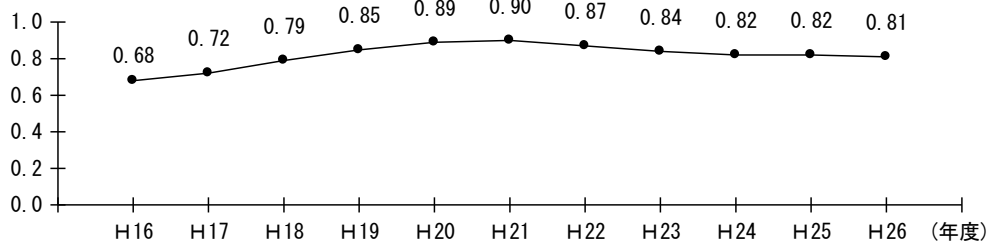


## オ 財政力指数の推移

財政力指数は、合併直後に0.72となり、合併前の旧市の時に比べて大きく低下した。その後改善して平成21年度には0.90になったが、平成22年度以降は、地方税の減少傾向にあわせて下降傾向にある。

参考までに、平成26年度の財政力指数を他市と比較すると、本市の財政力指数は広島市、大竹市及び福山市とともに最も1.0に近い水準にあり、県内においては、自主財源の割合が高く、財政状況は良好であるといえることができる。

図 財政力指数の推移



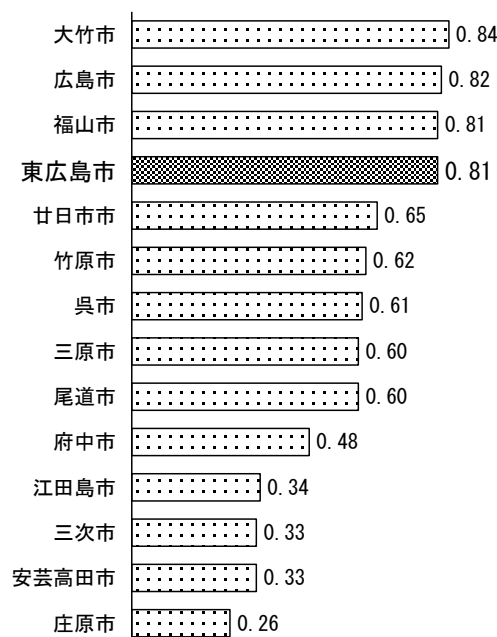
注-1：財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられ、1に近くあるいは1を超えるほど余裕がある。

計算式

$$\left( \frac{\text{前々年度の基準財政収入額}}{\text{前々年度の基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度の基準財政収入額}}{\text{前年度の基準財政需要額}} + \frac{\text{当年度の基準財政収入額}}{\text{当年度の基準財政需要額}} \right) \div 3$$

-2：資料は、財政課

【参考】 図 県内市における平成26年度の財政力指数



## 7 施策の動向

合併後に実施した主な施策・事業のうち、全市的に実施したものを整理すると、次の表のとおりである。

表 合併後に全市的に実施した主な施策・事業(1)

実施した施策・事業	内 容	
市民窓口業務の開庁時間の延長	<p>市民等の利用の多い市民課窓口業務について、市民サービスの向上を図るために、平成22年4月から週に1日、開庁時間を延長して業務を実施。また、平成25年4月から、第2・第4日曜日（繁忙期は臨時開庁もあり）に休日開庁を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開庁時間を延長する日：毎週木曜日</li> <li>・開庁時間の延長時間：17時15分～19時</li> <li>・休日開庁日：第2・第4日曜日</li> <li>・休日開庁日の開庁時間：8時30分～12時30分</li> <li>・実施場所：市役所本庁</li> </ul>	
旅券の申請受理及び交付	<p>広島県の「分権改革推進計画」（推進期間：平成17年度～21年度）に基づき、地域づくりの総合的な行政主体としての基礎自治体の構築を目指して、市町の実情に応じ、市町への事務・権限の移譲として実施</p>	<p>旅券の申請受理及び交付を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移譲時期：H19年6月</li> </ul>
身体障害者手帳の交付		<p>身体障害のある人に対して、福祉の増進を目的に身体障害者手帳を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移譲時期：H19年4月</li> </ul>
安芸津港の管理権限		<p>安芸津港港湾施設の管理（港湾施設の占用許可及び占用料の徴収）や、港湾区域内の油流出の対応、不法係留船へ撤去指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移譲時期：H21年4月</li> </ul>
農地転用の許可等		<p>農地の権利移動（耕作目的の売買や貸し借りなど）や農地以外の用途に変更する場合の申請受付・審査・処分（許可・不許可）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移譲時期：H22年4月</li> </ul>

表 合併後に全市的に実施した主な施策・事業(2)

実施した施策・事業	内 容									
廃棄物収集・処理の統一	<p>平成18年6月からは、リサイクルプラとペットボトルの分別収集を開始、また、平成19年10月からは、黒瀬町・豊栄町・河内町が合併前から実施していた指定袋制度を全市に拡大して実施した。これらにより、円滑な廃棄物収集及び廃棄物の減量化、分別の徹底やリサイクル等を推進することで、行政サービスの向上、環境の保全を図っている。</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 416 742 452">時 期</th> <th data-bbox="742 416 1077 452">合 併 前</th> <th data-bbox="1077 416 1463 452">変 更 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 452 742 611">H18年6月</td> <td data-bbox="742 452 1077 611">プラスチック類（硬質を除く）を一括して収集</td> <td data-bbox="1077 452 1463 611">プラスチック類（硬質を除く）を、容器包装リサイクルプラ類とペットボトルに分別して収集</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 611 742 1106">H19年10月</td> <td data-bbox="742 611 1077 1106">                     旧市・福富町・安芸津町                      指定袋なし                      黒瀬町                      燃やせるごみ                      10円/枚                      燃やせないごみ                      10円/枚                      豊栄町                      30円相当 88円/枚                      20円相当 77円/枚                      河内町                      大サイズ 84円/枚                      小サイズ 52円/枚                 </td> <td data-bbox="1077 611 1463 1106">                     全市において指定袋で統一                      40円 10円/枚                      20円 7円/枚                      10円 4円/枚                 </td> </tr> </tbody> </table>	時 期	合 併 前	変 更 内 容	H18年6月	プラスチック類（硬質を除く）を一括して収集	プラスチック類（硬質を除く）を、容器包装リサイクルプラ類とペットボトルに分別して収集	H19年10月	旧市・福富町・安芸津町 指定袋なし 黒瀬町 燃やせるごみ 10円/枚 燃やせないごみ 10円/枚 豊栄町 30円相当 88円/枚 20円相当 77円/枚 河内町 大サイズ 84円/枚 小サイズ 52円/枚	全市において指定袋で統一 40円 10円/枚 20円 7円/枚 10円 4円/枚
	時 期	合 併 前	変 更 内 容							
H18年6月	プラスチック類（硬質を除く）を一括して収集	プラスチック類（硬質を除く）を、容器包装リサイクルプラ類とペットボトルに分別して収集								
H19年10月	旧市・福富町・安芸津町 指定袋なし 黒瀬町 燃やせるごみ 10円/枚 燃やせないごみ 10円/枚 豊栄町 30円相当 88円/枚 20円相当 77円/枚 河内町 大サイズ 84円/枚 小サイズ 52円/枚	全市において指定袋で統一 40円 10円/枚 20円 7円/枚 10円 4円/枚								
<p>医療機関において個別に各種健診・検査を受診する際の費用の一部を市が負担する。</p>										
一時保育事業	<p>保護者の就労や急な用事・病気などの事情や家庭での子育て負担軽減などのために、緊急・一時的に保育を実施する。</p>									
延長保育事業	<p>保護者の就労形態の多様化等に対応するため、保育時間の延長を実施する。</p>									
家庭児童相談事業	<p>家庭における適正な児童養育、地域における児童福祉活動の推進、健全育成のための相談を受け児童福祉の増進を図る。</p>									
障害者雇用助成制度	<p>市内の障害のある人の雇用の場を確保し、その職業的自立と福祉の向上を図ることを目的として、市内の障害のある人を継続して常用雇用者として雇用する事業主に対して、奨励金を交付する。</p>									
新たな防災伝達手段の構築	<p>全市域への災害情報伝達手段としてメール配信システムやコミュニティFMによる緊急告知ラジオを運用している。</p>									
放課後児童健全育成事業	<p>平成19年度から、中学校区単位でいきいき子どもクラブの土曜日開設を行っている。 また、平成27年度から時間延長を行っている。</p>									

また、合併後に実施した主な事業について、旧市・旧町別に整理すると、次の表のとおりである。

表 合併後に実施した主な施策・事業

区 分	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
旧 市				・東広島学校給食センター開所	・東広島・高田道路1.5 km供用開始 ・都市計画道路飯田線宗吉工区整備完了 ・白市駅前広場整備		・中央中学校開校 ・消防新庁舎完成 ・独立行政法人国立病院機構東広島医療センターにおいて新外来診療棟・周産期医療施設が竣工		・市役所新庁舎完成	・西条駅南北自由通路・橋上駅舎完成 ・東広島・呉自動車道全線開通	・東広島芸術文化ホール完成 ・東広島白木線志和工区整備完了
黒 瀬	・龍王山総合公園整備開始	・移動図書館車による巡回サービス開始	・保健福祉センター完成		・乃美尾南方線整備完了				・主要地方道矢野安浦線津江地区熊野黒瀬トンネル供用開始	・地域公共交通運行開始 ・東広島・呉自動車道全線開通 ・丸山檜原線整備着手	
福 富		・移動図書館車による巡回サービス開始	・家庭ごみの収集回数を増加 ・地域公共交通運行開始（ただし、H26年9月に運行廃止） ・下竹仁バイパス線整備完了	・道の駅「湖畔の里福富」運営開始 ・福富支所改修（生涯学習機能を支所内に整備）	・情報通信基盤整備 ・地域図書館運営開始	・福富パークゴルフ場整備 ・福富ダム運用開始				・魅力ある観光地づくり事業実施 ・福富多目的グラウンド整備	・魅力ある観光地づくり事業実施 ・道の駅「湖畔の里福富」農産物加工室の設置
豊 栄		・移動図書館車による巡回サービス開始		・地域公共交通運行開始	・地域図書館運営開始	・情報通信基盤整備	・吉原安宿線整備完了			・魅力ある観光地づくり事業実施	・魅力ある観光地づくり事業実施
河 内		・移動図書館車による巡回サービス開始		・河内支所改修（生涯学習機能を支所内に整備） ・河内中学校建替事業完了	・航空機電波障害対策事業（入野地域の一部）	・地域公共交通運行開始 ・情報通信基盤整備（一部地域）		・薬師線整備完了		・魅力ある観光地づくり事業実施 ・河内スポーツアリーナ整備	・魅力ある観光地づくり事業実施 ・河内地域センター大ホール建設完了
安芸津		・移動図書館車による巡回サービス開始		・都市計画道路上条浜田線完成 ・一般国道185号安芸津バイパス一部供用開始	・地域公共交通運行開始 ・安芸津駅前広場整備 ・情報通信基盤整備			・一般国道185号安芸津バイパス三津・木谷・風早地区事業着手 ・安芸津中学校建替事業完了			・消防署安芸津分署新築移転

## 8 検証のまとめ

### (1) 人口動向

平成17年度以降、旧市においては自然増減及び社会増減ともに増加が継続しているものの、増加傾向は鈍化してきている。旧5町では、社会増減については地区ごとで傾向が異なるものの、自然増減については共通して減少傾向が継続している。

自然増減の減少傾向については、減少が継続している旧5町だけでなく、旧市でも増加が鈍化してきている一方で、転居による増減と社会増減を合計した増減数を実質的な社会増減数とし、自然増減数と比較してみると、黒瀬町の平成17年から平成21年までの期間と、社会増加が続いている河内町を除き、各町とも、社会減少数よりも自然減少数が大きくなっている。

今後は、本市の魅力をもっとPRし、受入れ体制を整備することで、積極的に本市へ移住される方々を発掘していくとともに、多くの学生を抱えながら、卒業後の定着率が極めて低い状況を克服することなどにより、人口維持の取組みを進めていく必要がある。

### (2) 合併協定の取扱状況

合併協定42項目については、検討中の2項目を除き、全ての項目が協定どおりに扱われている。

### (3) 新市建設計画

新市建設計画で掲げた585事業については、地元協議など調整が必要なものを除き、計画的に事業を推進してきており、事業費ベースの事業進捗率については、合併後5年間では29.1%、10年間では59.4%となっている。

また、福祉、教育、文化施策などのソフト事業については、新市の制度との整合性を図る中で、ほとんどの事業を実施しており、ハード事業についても、合併特例債を活用しながら、保健福祉施設、交流促進施設、教育文化施設などのほか、市道、上下水道等の生活関連事業についても、計画的に取り組み、成果を上げてきている。

新市建設計画は、合併協定の一部をなすものであることから、健全な財政運営を前提に、その着実な事業実施を進めてきたところであるが、合併後の社会経済情勢の変化に伴い、将来の税収見込みや事業に対する市民ニーズ、さらには個々の事業の優先度も変化する中で、計画最終年度となる平成31年度までに、新市建設計画に掲げた全ての事業を完了することは困難な状況である。

こうしたことから、本市における中・長期的な財政見通しや国等の制度改正、財政支援の状況、地元意向などを踏まえながら、今後の事業規模や実施時期等について継続的に検討していく必要がある。

### (4) 市民満足度

東広島市の住み心地について、「住みやすい」と回答した方の割合は、年度ごとの増減はあるものの、ほぼ全ての地域で、半数以上が「住みやすい」と回答しており、今後の居住意向についても同様の割合で「住み続けたい」と回答していることから、本市

の住み心地等については、概ね満足していただけている状況が窺える。

一方で、「まちづくり大綱別の平均満足度」については、旧市・旧5町ともに、20%前後の満足度となっており、改善の必要が高い状況となっていることから、満足度の向上に向けて、よりの確な施策展開を図っていく必要がある。

特に、「交流が盛んなにぎわいのあるまち—活力づくり—」については、豊栄町、河内町、安芸津町で全市平均を大きく下回っていることから、同地域については、産業振興、にぎわい創出を図っていく必要がある。

## (5) 行財政

### ア 行政体制

合併後の行政体制については、合併時及びその後の機構改革により3部局24課(室)を新設するなどを経て、平成26年度においては13部局・5支所・94課(室)となり、地方分権、少子・高齢化社会の進展及び多様化する行政サービスに対応するため、より専門性の高い組織体制へと変化している。

また、特別職職員・議会議員については大幅に減少するとともに、その他の職員についても、第1次及び第2次定員適正化計画に沿い概ね定員の適正化が図られており、行政体制については、合併の効果により、組織の効率性・機能性の向上が図られている。

今後も、本庁・支所間の連携強化を進めるとともに、第3次定員適正化計画に則った効率的な行政体制づくりに努めることや、職員の資質向上を図ることで、よりの確に住民ニーズに対応していく必要がある。

### イ 財政状況

新市建設計画策定時における財政計画との比較においては、歳入歳出ともに平成19年度以降は、計画値よりも決算値が上回っている。投資的経費については、合併当初において、決算値が計画値を大きく下回ったものの、近年は実績値が計画値を若干上回っている。扶助費については、社会保障関連のニーズの高まりを受けての国の制度改正に伴い、各種福祉サービスの充実を図った結果、決算値が計画値を大幅に上回る結果となった。

また、経常収支比率については、多少の増減はあるものの、概ね横ばいで推移している。一方、財政力指数については、合併直後に大きく下がったが、その後徐々に回復し、県内他市と比較しても、良好な状態である。

しかしながら、扶助費等の義務的経費の増加、合併特例期間の満了に伴う地方交付税の減少など、より一層厳しい財政状況となることが予想されることから、事務事業の効率化や経費節減、財源確保等に努める一方、中・長期的な展望のもとに一層の施策の選択と集中を図っていく必要がある。

## (6) 施策の動向

本庁に機能を集約し、多くの課(室)を新設することにより業務の専門性向上を図る

中で、広島県から各種事務の権限移譲の受け入れを行うとともに、市民窓口業務の時間外及び休日における実施、情報通信基盤整備事業や地域公共交通の運行を開始したことなど、市民サービスの向上のための取組みを行ってきた。

また、各地域で行ってきた取組みの概要を示すと、次のとおりである。

## ア 旧市

JR西条駅の改修や新庁舎及び新消防庁舎、芸術文化ホール、東広島医療センターにおける周産期医療センターなど、交通・防災・文化などの分野における市の中核的な拠点施設の整備を進めることで、都市機能の向上を図るとともに、中心部の人口増加に対応して、寺家地区における区画整理事業や地区計画事業、中央中学校を新設するなど、生活及び子育て環境の充実を図ってきた。

## イ 黒瀬町

市中心部と呉市の間位置する立地であることから、東広島・呉自動車道の整備促進に取り組むとともに、地域公共交通の運行支援により、移動環境の向上に取り組んだ。

また、保健福祉センターや龍王山総合公園の整備を進めるとともに、移動図書館車による巡回サービスの開始などにより、生活の利便性向上に取り組んできた。

## ウ 福富町

福富ダムの完成に合わせて整備した道の駅「湖畔の里福富」や福富パークゴルフ場の運営に加え、豊栄町や河内町と一体的に魅力ある観光地づくり事業を実施することで、さらなる観光振興・交流促進を図るとともに、情報通信基盤の整備、地域図書館の運営、移動図書館車による巡回サービスの開始などにより、生活の利便性向上に取り組んできた。

## エ 豊栄町

情報通信基盤の整備や地域公共交通の運行、移動図書館車による巡回サービス、地域図書館の運営開始などにより、生活の利便性向上を図るとともに、福富町や河内町と一体的に魅力ある観光地づくり事業を実施することで、新市内外との交流による地域の活性化や農業基盤整備による産業振興に取り組んできた。

## オ 河内町

情報通信基盤の整備や航空機電波障害対策事業、地域公共交通の運行、移動図書館車による巡回サービスなどにより、生活の利便性向上を図るとともに、河内スポーツアリーナや河内地域センター大ホールの整備により、生涯学習機能の充実を図るだけでなく、河内中学校の建替を行うなど、教育環境の整備に取り組んできた。また、福富町や豊栄町と一体的に魅力ある観光地づくり事業を実施することで、新市内外との交流による地域の活性化に取り組んできた。



## カ 安芸津町

消防署安芸津分署の建替や地域公共交通の運行など、地域で安心・安全に暮らすために必要な取り組みを行ったほか、都市計画道路上条浜田線や安芸津駅前広場の整備などにより利便性を高めることで、新市内外との交流や新市としての一体化の推進に取り組んできた。

今後さらに多様化・高度化・複雑化する行政ニーズに的確に対応するため、行財政改革をより一層進めると同時に、各種施策を効果的・効率的に実施しつつ、地域特性に応じた取り組みを行うことにより、生活の利便性の向上や地域間の格差是正を図るとともに、新市として効率的で一体的なまちづくりを推進していく必要がある。

### (7) 今後の取り組みについて

#### ア 現状認識

この度の合併は、少子・高齢社会の到来、地方分権や高度情報化の進展、産業構造の変化等、社会情勢が大きく変化していく中で、東広島圏域として極めて重要な岐路に立っているという認識を背景に、日常生活圏の広域化に対応した効率的で一体的なまちづくりを進めるとともに、少子・高齢化社会や多様化する行政ニーズに対応するという目的をもって行ったものであり、効果的で効率的な行財政運営の推進と行政サービス体制の向上や、財政基盤の強化に効果があった。

一方、合併当初から、全市的に見れば行政区域の拡大により、特に旧5町の地域では、議会議員の減少や役場が支所になることにより、住民の意見が行政に反映されにくくなるのではないかと懸念があった中で、実際にそうした声も現在でも上がっていること、また、新市建設計画に掲げた事業のうち、その後の社会経済情勢や地域課題の変化等により、事業着手がなされていないものが存在するのも事実である。

特に、近年の頻発する自然災害や、複雑な国際情勢に左右される不透明な景気動向、一層進む少子・高齢化や過疎化、更には、地方創生の流れや情報化社会の進展など、社会経済情勢の変化にはめまぐるしいものがあり、こうした激しい時代の変化に応じて、将来を見据えたまちづくりを進めていく必要がある。

#### イ 今後の取り組み

##### (7) 市街地の機能強化

本市のこれまでの発展は、賀茂学園都市建設による大学整備と中心地形成を結び付けて都市軸を形成する一方で、上下水道や道路などの都市基盤だけでなく、都市軸周辺への市街地にも計画的に人口誘導を行ってきたことや、「職住一体」というテクノポリス構想のコンセプトのもとで、新しい産業都市像の実現を掲げ、産業基盤だけでなく、道路整備や生活基盤整備を進めたことに基づいている。

これは、都市空間・インフラの量的・質的なレベルアップが人口定着につながり、人口定着により市内経済が潤い、その結果、都市空間・インフラのさらなる量的・質

的なレベルアップに繋がるという好循環に支えられた結果といえる。

こうしたことから、引き続き、都市基盤のレベルアップを図り、市内外の人々の交流の活性化を通じて、交流人口を定住人口に繋げつつ、活発な経済活動を維持することで、商業・サービス業などの機能強化に繋げ、更なる人口増加に繋げていくという、好循環を生み出すとともに、それにより得た財源を、周辺地域に再配分することが、新市としての一体的な発展に繋げていくためにも必要となっている。

さらには、東広島芸術文化ホールや平成32年度開館を目指す新美術館を中心とした文化施設、酒都西条としての景観形成や歴史関連施設を整備することで、観光・交流・生涯学習機能の向上を図り、都市としての成熟度を高めていく必要がある。

#### (4) 周辺地域の活性化

本市の周辺地域は、海や山、清流など豊かな自然に恵まれるとともに、高速自動車道やダムが整備され、また、空港に隣接するなど、それぞれに特色ある地域資源がある。

これらの地域の特色や資源を活かした取組みを行うことで、新たな雇用を創出するとともに、住民自治協議会の活動支援や地域おこし協力隊の配置、移住希望者に対する相談窓口の設置によるUIJターンの受け入れ体制の整備などにより、定住人口の増加につながる取組みを推進し、新たな人の流れを創出することで、地域を担う新たな人材の確保を図る必要がある。

また、支所の複合施設化などにより地域拠点の構築を推進するとともに、地域から地域拠点へ、地域拠点から都市拠点への移動手段を確保するため、公共交通ネットワークの形成を図ることや、ICTの利活用により、多様なサービスを提供し、新たな雇用の創出を図るなど、生活に必要な機能の維持・充実を図ることが必要である。

#### (8) まとめ

市町村合併における全国的な評価は様々であるが、本市は市制施行以来2度の合併を経て、40年余にわたり実施してきた各種施策により、大きな発展を遂げてきた。

今後は、合併により地域の個性が失われることのないよう、地域の実状をしっかりと認識することで、地域特性を活かした施策を推進し、市民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいく必要がある。

そのためにも、この検証の結果を、現在、改訂を進めている第四次東広島市総合計画基本計画を始め、各種の分野別計画やその実現を図る事業に反映していくことが何より大切であり、これからも本市の持続的な成長に向け、新市の一体感の醸成と市全体に合併の効果が波及するよう取組みを進めるものである。



# 参 考 资 料

## 合併協定事項の取扱状況

項 目	協定内容	取扱状況
1 合併の方式	合併の方式は、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町を廃し、その区域を東広島市に編入する編入合併とする。	協定内容のとおり
2 合併の期日	合併の期日は、平成17年（西暦2005年）2月7日（月）とする。	協定内容のとおり
3 新市の名称	新市の名称は、「東広島市」とする。	協定内容のとおり
4 事務所の位置	事務所の位置は、現在の東広島市役所の位置（東広島市西条栄町8番29号）とする。現在の黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとし、住民サービスの低下を招かないよう支所機能の充実に努める。	協定内容のとおり
5 財産の取扱い	(1) 黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の所有する財産は、すべて東広島市に引き継ぐものとする。	協定内容のとおり
	(2) 黒瀬町、福富町及び河内町に存する財産区の財産は、各財産区としてそのまま東広島市に引き継ぎ、新たな財産区は設置しないものとする。	協定内容のとおり
6 議会の議員の定数及び議員の身分の取扱い	議会議員の定数及び身分の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定を適用し、東広島市の議会の議員の独任期間に相当する期間に限り、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の区域ごとに選挙区を設け、増員選挙を行うものとする。	平成17年2月27日に東広島市議会議員増員選挙を執行した（黒瀬町6名、福富町1名、豊栄町1名、河内町2名、安芸津町3名計13名）。

項 目	協定内容	取扱状況
7 行政組織及び機構の取扱い	<p>(1) 現在の東広島市役所を本庁とし、各町の役場を支所とする。</p> <p>(2) 支所の組織・機構については、次の方針により整備する。</p> <p>① 住民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</p> <p>② 新たな行政需要や緊急時に即応できる、機能的な組織・機構</p> <p>③ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>④ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>⑤ 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>⑥ 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>⑦ 市域の拡大を踏まえた、機動的な組織・機構</p> <p>(3) 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来たすことのないよう配慮し、管理部門等の統合を図りながら、段階的に再編、見直しを行う。</p> <p>(4) 新市における健全な行政運営の確保を図るため、全体的な事務事業の見直しや組織・機構の効率化、再編成などを行う。</p> <p>(5) 各町の附属機関は、原則として廃止する。ただし、独自に設置されている附属機関については、その必要性を検討し、引き続き設置する必要性のあるものは、新市において設置する。</p> <p>(6) 新市における附属機関の委員構成等については、実情に応じて適切な措置を講ずる。</p>	<p>協定内容のとおり</p> <p>本庁・支所機能のバランスを検討し、①から⑦の方針に沿って、組織・機構を整備した。</p> <p>その後、平成18年度から平成21年度にかけて、税務課・市民生活課の廃止、産業課・建設維持課の統廃合を行い、平成25年度から平成26年度には、新庁舎業務開始に伴い、産業建設課を統廃合し、事務の効率化・スリム化を進めるため、再配置を行った（合併時：5支所32課 ⇒ 平成27年度：5支所7課）。</p> <p>再編、見直しにおいては、住民生活に急激な変化を来たすことのないよう配慮するとともに、新市における全体的な事務事業の見直し、組織・機構の効率化、再編成等についても、各事務事業の行政効果を再検討し、縮小・統合・廃止などによる事務事業の整理簡素化を進め、市民の行政に対するニーズに即したサービスの提供を行っていくため、計画的・継続的に実施している。</p> <p>附属機関については、全て新市において設置した。</p> <p>なお、委員構成等については、附属機関の設置規則、その他根拠法令に基づき、実情に応じて措置されるものである。</p>

項 目	協定内容	取扱状況
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	<p>(1) 黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の農業委員会は、東広島市の農業委員会に統合する。</p> <p>(2) 黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の農業委員で選挙による委員のうち、5町の農業委員会の選挙による委員の互選により選出された15人に限り市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、東広島市農業委員会の委員の残任期間、引き続き在任する。</p> <p>なお、互選選出委員15人の内訳は、黒瀬町農業委員会4人、福富町農業委員会2人、豊栄町農業委員会3人、河内町農業委員会3人、安芸津町農業委員会3人とする。</p> <p>(3) 合併後最初に行われる選挙においては、新市の選挙区を4区制から9区制に変更し、黒瀬町の区域を第5選挙区、福富町の区域を第6選挙区、豊栄町の区域を第7選挙区、河内町の区域を第8選挙区、安芸津町の区域を第9選挙区とする。</p> <p>各選挙区の定数は、東広島市の第1選挙区から第4選挙区までは現行どおりとし、第5選挙区は4人、第6選挙区は2人、第7選挙区は3人、第8選挙区は3人、第9選挙区は3人とする。</p>	協定内容のとおり
9 地方税の取扱い	<p>地方税については、東広島市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、</p> <p>(1) 法人市民税の法人税割については、合併の日の属する年度及びこれに続く3か年度は現行の税率を採用する。ただし、東広島市に支店、営業所等を有する法人は除くものとする。</p> <p>(2) 都市計画税については、都市計画事業等の進展に合わせて、課税する。</p>	<p>「黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町の編入に伴う東広島市税条例」及び「都市計画税条例の適用の特例に関する条例」に基づき、平成20年3月31日までに終了した事業年度分以降の法人税割の税率については、東広島市の制度に統一した。</p> <p>「東広島市都市計画税条例」を平成21年3月に改正し、平成22年度から黒瀬町の市街化区域、河内町及び安芸津町の用途地域へ都市計画税を課税した。</p>
10 一般職の職員の身分の取扱い	<p>(1) 黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の一般職の職員については、合併特例法第9条第1項の規定により、すべて東広島市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員の任免、給与その他身分の取扱いについては、東広島市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は1市5町の長が別に協議して定めるものとする。</p>	職員は、すべて東広島市の職員として引き継ぐとともに、職員の任免、給与その他身分の取扱いについて、東広島市の職員と不均衡が生じないよう、1市5町の長が協議し、昇給管理及び現給保障等の取り扱いを定め、段階的に実施した。

項 目	協定内容	取扱状況
11 条例・規則等の取扱い	<p>条例・規則等については、東広島市の条例・規則等を適用するものとする。ただし、各事務事業等の調整方針を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。</p> <p>(1) 東広島市に統一する事務事業については、東広島市の例規による。</p> <p>(2) 東広島市及び5町に共通する事務事業で、所要の整備が必要なものについては、東広島市の例規の一部改正を行う。</p> <p>(3) 5町独自の事務事業で、新市に引き継ぐものについては、新規に制定する。</p> <p>(4) 5町独自の事務事業で、新市に引き継がないものについては、合併時に廃止する。</p>	協定内容のとおり
12 一部事務組合の取扱い	<p>(1) 賀茂広域行政組合等の取扱い 賀茂広域行政組合については、合併の日の前日をもって解散し、当該組合の業務及び職員の身分を新市に引き継ぐ方向で調整し、安芸津町は、合併の日の前日をもって竹原広域行政組合を脱退し、新市において、合併の日に新たに竹原広域行政組合に加入する方向で調整する。</p> <p>(2) 広島中央広域行政組合の取扱い 黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町は、合併の日の前日をもって広島中央広域行政組合を脱退する。</p> <p>(3) 大和町豊栄町環境衛生組合の取扱い 大和町豊栄町環境衛生組合については、合併の日の前日をもって解散する。</p> <p>(4) 豊田地方税整理組合の取扱い 安芸津町は、合併の日の前日までに豊田地方税整理組合を脱退する。</p> <p>(5) 広島県市町村職員退職手当組合の取扱い 黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町は、合併の日の前日をもって広島県市町村職員退職手当組合を脱退する。</p> <p>(6) 広島県市町村公務災害補償組合の取扱い 広島県市町村公務災害補償組合については、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において、合併の日に新たに加入する。</p>	協定内容のとおり



項 目	協定内容	取扱状況
13 使用料・手数料の取扱い	<p>(1) 使用料・手数料については、1市5町における独自の使用料・手数料もあるため、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 東広島市の制度に統一する。</p> <p>② 1市5町の制度以外の新たな制度に統一する。</p> <p>③ 統一又は廃止することが適当でないものについては、東広島市に引き継ぐ。</p> <p>④ 調整に時間を要するものについては、経過期間を設けて統一する。</p> <p>⑤ 合併時に廃止する。</p> <p>(2) 使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、合併後においても、随時見直しを検討する。</p>	協定内容のとおり
14 公共的団体等の取扱い	<p>公共的団体等については、合併後の新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯や実情等を尊重しながら、次のとおり統合整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 1市5町に共通する団体については、できる限り合併時に統合するよう努める。</p> <p>(2) 各市町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、経過期間を設けて統合するよう努める。</p> <p>(4) 存在意義の薄れた団体については、合併時又は合併後に廃止するよう努める。</p>	協定内容のとおり
15 補助金・交付金等の取扱い	<p>(1) 補助金・交付金等については、1市5町における独自の補助制度もあるため、次により調整する。</p> <p>① 東広島市の制度に統一する。</p> <p>② 調整に時間を要するものは、経過期間を設けて、統一する。</p> <p>③ 調整に時間を要するものは、経過期間を設けて、廃止する。</p> <p>④ 統一又は廃止することが不適當であるものは、東広島市に引き継ぐ。</p> <p>⑤ 合併時に廃止する。</p> <p>(2) 各補助金については、合併後においても補助の目的、効果等を総合的に勘案し、随時見直しを行う。</p>	協定内容のとおり
16 町名及び字名の取扱い	<p>(1) 町名・字名については、住民の利便性を考慮し、5町の町名については、従来の町の名称をもって町名とする。</p> <p>ただし、黒瀬町の住居表示区域については、従来の町名に「黒瀬」の冠称を付する。</p> <p>(2) 1市5町の字名については、「大字」の2文字を削除する。</p>	協定内容のとおり

項 目	協定内容	取扱状況
17 慣行の 取扱い	<p>慣行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 市章については、東広島市に統一するものとする。</p> <p>(2) 市民憲章については、合併時に新たに制定するものとする。</p> <p>(3) 市の歌については、東広島市に統一するものとする。ただし、黒瀬町及び安芸津町の歌は、それぞれの地区の歌として承継するものとする。</p> <p>(4) 市の花・木については、東広島市に統一するものとする。ただし、黒瀬町、福富町、豊栄町及び安芸津町の花、木、鳥については、それぞれの地区の花、木、鳥として承継するものとする。</p> <p>(5) 都市宣言については、東広島市に統一するものとする。ただし、黒瀬町及び河内町で行われている宣言については、新市において必要性の検討を行うものとする。</p>	<p>市民憲章については、これまでも必要性を含め検討してきたが、現在の市民憲章の理念に基づき、今後も地方創生等の主要施策を推進していくことから、承継する方向で整理する。</p> <p>また、旧町にあった都市宣言については、合併以降の社会情勢の変化や、すでに全国共通の標準制度となっている背景を踏まえ、改めて本市単独で普及啓発、浸透を図る先導的意味など、必要性を検討した結果、宣言は行わない方向で整理する。</p> <p>【対象となる宣言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シートベルトの着用推進に関する宣言（黒瀬町）</li> <li>・ゆとり宣言（黒瀬町）</li> <li>・健康の町宣言（河内町）</li> </ul>
18 地域審 議会の取 扱い	<p>(1) 黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の区域ごとに、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定による地域審議会を設置する。</p> <p>(2) 地域審議会の設置及び組織に関して必要な事項を別紙のとおり定めるものとする。</p>	<p>協定内容のとおり。なお、地域審議会の設置に関する事項第2項が「設置期間は、合併の日から平成27年3月31日まで（新市建設計画の期間）」と定めていることから、各地域審議会での協議を経た上で、同期日で廃止することとし、新市建設計画の延長に伴う設置期間の延長は行わなかった。</p>
19 国民健 康保険事 業の取扱 い	<p>(1) 国民健康保険税の税率については、平成17年度から、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保できる額に統一するものとする。</p> <p>(2) 国民健康保険税の賦課方式については、平成17年度から東広島市の例によるものとする。</p> <p>(3) 国民健康保険税の納期については、平成17年度から東広島市の例によるものとする。</p> <p>(4) 保険給付の出産育児一時金給付については、現行のとおりとし、葬祭費給付については、東広島市の額によるものとする。</p> <p>(5) 河内町戸野診療所及び小田診療所については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 国民健康保険財政調整基金については、合併時に一定率以上を新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>国民健康保険税の税率、賦課方式及び納期については、平成17年度に統一している。</p> <p>保険給付の出産育児一時金は、旧1市5町とも同額であり、合併時も現行のとおりとし、支給額の異なっていた葬祭費は、合併時に旧市の額に統一している。</p> <p>小田診療所と戸野診療所を引き継いだ。戸野診療所は、患者数の減少により平成27年3月31日付けで廃止した。</p> <p>保険給付費の3年度（平成12年度、平成13年度、平成14年度）平均の25%以上の額を合併時に引き継いでいる。</p>

項 目	協定内容	取扱状況
20 介護保険事業の 取扱い	(1) 第1号被保険者の保険料については、合併の日までに各市町の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を見直し、平成17年度から統一するものとする。	各市町の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を見直し、平成17年度から統一している。
	(2) 第1号被保険者の普通徴収の納期については、東広島市の例により8期とし、仮徴収は行わないものとする。	東広島市の例のとおりとし、仮徴収は行っていない。
	(3) 介護認定審査会については、新市において新たに設置するものとする。	介護認定審査会については、新市において新たに設置している。
	(4) 保険給付事業については、東広島市の例により実施するものとする。	保険給付事業については、東広島市の例により実施している。
	(5) 介護保険事業運営委員会については、新市において新たに設置するものとする。	介護保険事業運営委員会については、新市において新たに「東広島市高齢者保健福祉事業運営委員会」として設置している。
	(6) 黒瀬町の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）「さくら園」及び介護老人保健施設「もみじ園」については、新市に引き継ぐものとする。	新市に引き継ぎ後、平成21年4月に社会福祉法人に譲渡した。

項 目	協定内容	取扱状況														
21 消防団 の取扱い	<p>(1) 1市5町の消防団は、合併時に東広島市消防団として統合し、5町の消防団員及び分団は、東広島市消防団に引き継ぐものとする。</p> <p>なお、消防団の分団数及び定数等については、新市において3年以内に再編成を行うものとする。</p> <p>(2) 組織については、1支部及び1町を1方面隊とし、合併時に10方面隊として編成するものとする。</p>	<p>東広島市消防団として統合し、10方面隊46分団で構成している（「東広島市消防団の組織に関する規則」改正済み（最終：平成19年3月22日））。</p> <p>① 分団の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第六方面隊（福富町）分団再編 分団数8⇒4（平成18年4月完了）</li> <li>・ 第七方面隊（豊栄町）分団再編 分団数8⇒4（平成18年10月完了）</li> <li>・ 第八方面隊（河内町）分団再編 分団数8⇒4（平成19年4月完了）</li> <li>・ 第九方面隊（黒瀬町）分団再編 分団数8⇒7（平成18年10月完了）</li> </ul> <p>② 分団の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第六方面隊（福富町）機動分団廃止 ⇒平成18年4月完了</li> <li>・ 第九方面隊（黒瀬町）機動分団廃止 ⇒平成18年10月完了</li> </ul>														
	<p>(3) 報酬（年額）については、新市において次のとおり定めるものとする。</p> <table border="0" data-bbox="379 891 826 1122"> <tr> <td>① 団長</td> <td>132,000円</td> </tr> <tr> <td>② 副団長、方面隊長</td> <td>81,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 副方面隊長、分団長</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>④ 副分団長</td> <td>39,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 部長</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 班長</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>⑦ 団員</td> <td>19,000円</td> </tr> </table>	① 団長	132,000円	② 副団長、方面隊長	81,000円	③ 副方面隊長、分団長	51,000円	④ 副分団長	39,000円	⑤ 部長	30,000円	⑥ 班長	22,000円	⑦ 団員	19,000円	協定内容のとおり
① 団長	132,000円															
② 副団長、方面隊長	81,000円															
③ 副方面隊長、分団長	51,000円															
④ 副分団長	39,000円															
⑤ 部長	30,000円															
⑥ 班長	22,000円															
⑦ 団員	19,000円															
	<p>(4) 出動手当等については、東広島市の制度に統一するものとする。</p>	<p>協定内容のとおり支給している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害出動 2,900円</li> <li>・ 訓練等 2,400円</li> </ul>														
	<p>(5) 任期及び定年については、東広島市の制度に統一するものとする。</p>	<p>協定内容のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定年 65歳（「東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例」による。）</li> </ul>														
	<p>(6) 消防出初式については、新市において統一して実施するものとする。</p>	<p>協定内容のとおり、毎年1月上旬に統一して実施している。</p>														

項 目	協定内容	取扱状況
22-1 防災 関係事業 の取扱い	(1) 防災会議については、防災行政の執行に支障を来さないよう、合併時に所要の体制を整備する。	合併に伴い、新たに合併町を含めた委員選定を行い、市域全体を視野に入れた防災行政を円滑に執行できる体制を整備している。
	(2) 地域防災計画については、新市の防災会議において、速やかに改正する。	地域防災計画については、平成18年2月に改正した。
	(3) 防災行政無線及びオフトーク通信については、次のとおりとする。 ① 黒瀬町、福富町、河内町及び安芸津町の同報系（固定系）防災行政無線、並びに豊栄町のオフトーク通信は、新市に引き継ぎ、当面、現行のとおりとする。 ② 黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の移動系防災行政無線は、新市に引き継ぐものとする。 また、新市の本庁と支所等が接続できる機能を、合併後、速やかに整備する。	移動系無線については、合併と同時にシステム統合を終了している。 合併町における同報系無線は、平成26年3月をもって廃止し、一部施設を活用し屋外緊急放送施設に改修した。なお、全市域への災害情報伝達手段としてメール配信システムやコミュニティFMによる緊急告知ラジオを活用している。
22-2 市民 関係事業 の取扱い	(1) 行政区の取扱いについては、次のとおりとする。 ① 行政区の範囲、行政区の名称については、合併時における範囲、名称を新市に引き継ぐものとする。 ② 行政区に置く職員の名称については、「行政区長」とし、身分、業務、任期については、東広島市の制度に統一する。 ③ 合併時の行政区長在職者は、当該行政区長を引き継ぐものとし、5町の行政区長については、新市において委嘱をする。 その場合の任期は、平成17年3月31日までとする。 ④ 報酬については、行政区長を対象とし、一世帯当たり1,400円とする。 ⑤ 行政区長組織については、組織の有無や形態が各市町で異なるため、新市において調整する。	旧市において昭和58年度から開始した行政区長制度、および、平成9年度に設立した区長連合会は、合併以前から各町と随時連絡体制をとっていたため、合併時における協定内容はすぐに調整完了した（合併後の行政区の数は最大927区）。 平成21年度に市民協働のまちづくり指針および行動計画が示され、行政区は住民自治協議会へ移行することとし、平成22年度から平成24年度にかけて小学校区（旧小学校区を含む。）単位での住民自治協議会の設立を支援し、住民自治協議会が設立された地区から順次、行政区長制度を廃止した（平成22年度は10地区、平成23年度は14地区、平成24年度は23地区）。 区長連合会は平成22年度に区長・住民自治協議会長連合会に改名したが、平成24年度末をもって発展的に解散し、これをもって行政区制度は終了した。 なお、区長報酬は地域づくり推進交付金へ移行した。
	(2) 地域集会所の取扱いについては、次のとおりとする。 ① 地域集会所については、合併時に新市に引き継ぐ。 ② 地域集会所の維持管理等については、東広島市の制度に統一する。ただし、地域との集会所維持管理委託契約については、合併時はそのまま新市に引き継ぎ、平成17年度に改めて、統一した維持管理契約を締結する。 ③ 地域集会所の整備については、東広島市の例により行うものとする。	①③については、協定内容のとおり ② 平成18年3月31日付けで地元自治会等と指定管理協定を締結

項 目	協定内容	取扱状況
22-3 電算システム関係事業の取扱い	電算システム関係事業については、東広島市の電算システムの有効活用を基本としながら、住民サービスの低下を招くことのないよう、合併時に円滑な統合を図るものとする。	協定内容のとおり
22-4-1 福祉関係事業の取扱い (その1)	<p>敬老事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 敬老祝金については、平成17年度から東広島市の例によるものとする。</p> <p>(2) 敬老式典については、新市での統一式典は行わないこととし、地域敬老会については、東広島市の例により行うものとする。</p>	平成27年度から、77歳に対するお祝いを、敬老祝金から敬老祝品に変更した。
22-4-2 福祉関係事業の取扱い (その2)	<p>高齢者移送事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 豊栄町、河内町及び安芸津町で運行している福祉バスについては、当面、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 東広島市、黒瀬町、福富町については、平成17年度から新設する高齢者移送制度を適用するものとする。</p> <p>(3) 新市の一体性を確保するため、合併後2年以内に、高齢者移送に係る現状分析をする中で、制度全体について検討するものとする。</p>	<p>平成18年度に全市的な公共交通施策について検討し、福祉バスを一般市民が利用可能な形態（地域公共交通）への転換を図る方針とした。</p> <p>平成19年度から順次地域公共交通を運行（平成19年度福富町、平成20年度豊栄町、平成21年度安芸津町、平成22年度河内町。ただし、平成26年度に福富町は運行廃止）</p> <p>平成24年度から市内全域を対象にタクシー券の交付を開始した。</p>
22-4-3 保健関係事業の取扱い	<p>(1) 救急医療対策については、医師会等との調整も必要であるため、現行のとおり引き継ぎ、新市において救急医療体制の統一に向けて調整するものとする。</p> <p>(2) 予防接種事業については、平成17年度から東広島市の例により実施するものとする。ただし、新市の区域外での接種については、広島県広域予防接種事業により実施するものとする。</p> <p>(3) 健康診査事業（母子保健、成人保健）については、平成17年度から東広島市の例により実施するものとする。</p>	<p>竹原地区について、輪番制は調整済み。初期医療は、輪番制の調整も医師会で行うことを確認し、現行どおり実施している。</p> <p>乳幼児予防接種事業については、市内の各医師会、医療機関と契約を締結し、合併時から市内全域で接種が可能な体制を整え、実施している。県内の市外接種については合併協定どおりに実施している。</p> <p>成人保健の健康診査については、元気すこやか健診として、東広島市内で統一した方法で実施している。</p> <p>乳幼児健康診査は、合併時から1か所で全市の対象者が受診できる体制を整え、実施している。育児相談や育児教室は、旧町での実施体制を継続しつつ、全市を対象として参加できる体制を整え、実施している。</p>



項 目	協定内容	取扱状況
22-5 保育事業の取扱い	<p>(1) 保育所保育料については、次のとおりとする。</p> <p>① 階層区分、税区分、年齢区分及び適用年齢については、平成17年度から東広島市の制度により実施するものとする。</p> <p>② 保育料基準額については、平成17年度において新たな基準額を設定するものとする。</p> <p>③ 月中途入所児の保育料については、平成17年度から日割り計算による算出方法に統一するものとする。</p> <p>(2) 保育内容については、平成17年度から東広島市の例により実施するものとする。ただし、安芸津町のへき地保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>保育所保育料（①～③）については、平成17年度から東広島市の制度により実施しており、保育料基準額は平成17年度から新たな基準額を設定した。また、月中途入所児の保育料については、平成17年度から日割り計算による算出方法に統一している。</p> <p>なお、平成27年度から開始した子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、根拠規定の「東広島市保育所保育料徴収規則」の全部改正を行い、「東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則」を新たに定めている。</p> <p>保育内容については、平成17年度から東広島市の例により実施している。なお、安芸津町のへき地保育所（大田保育所）は平成22年度末に廃止した。</p>
22-6-1 環境・衛生関係事業の取扱い（その1）	<p>(1) 火葬関係事業の取扱い</p> <p>① 黒瀬町、豊栄町、河内町及び安芸津町の火葬場は、東広島市の火葬に係る使用料に統一して、引き続き使用するものとする。</p> <p>② 葬祭に係る施設使用料については、当面、現行のとおりとし、新市において、各施設の規模や形態等を考慮して定めるものとする。</p> <p>③ 火葬場の管理運営については、当面、現行のとおり実施するものとする。ただし、休館日及び開館時間については、東広島市の制度に統一するものとする。</p> <p>④ 黒瀬町及び豊栄町の霊柩車については、合併までに、民間団体等に移管するものとする。なお、霊柩車の運用については、地元協議等を尊重するものとする。</p> <p>(2) 合併処理浄化槽設置整備事業等の取扱い</p> <p>① 合併処理浄化槽設置整備事業については、国及び広島県の補助基準・補助金額に統一するものとし、福富町及び豊栄町における上乗せ補助制度については合併後3年以内に、福富町における事業所への補助制度については合併時に、それぞれ廃止するものとする。</p> <p>② 特定地域生活排水処理事業の使用料については、河内町の基準を新市に引き継ぐものとし、新市において、改めて算定基準を見直すものとする。</p>	<p>① 使用料は統一済み。旧町の各火葬場は引き続き使用している。</p> <p>② 施設使用料については、旧町で定めていたとおりとしている。 今後も各火葬場の使用状況の推移をみながら、検討を続ける。</p> <p>③ 火葬場の管理運営については平成28年4月1日から指定管理者制度を導入する。休館日及び開館時間については、東広島市の制度に統一している。</p> <p>④ 霊柩車については民間団体に移管した。黒瀬斎場の霊柩車の運用については地元協議等を尊重している。</p> <p>① 福富町及び豊栄町の上乗せ補助は平成20年2月6日をもって廃止（合併時に「小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」を改正）した。</p> <p>② 平成23年度に条例を改正し、個人で設置する浄化槽の負担額とほぼ同額とする使用料の改定を行い、平成24年4月1日から施行した。</p>

項 目	協定内容	取扱状況
22-6-2 環境・衛生関係事業の取扱い(その2)	<p>(1) ごみ処理に関する取扱い</p> <p>① 東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町及び河内町のごみの処理等については、賀茂広域行政組合で行っている業務を新市に承継する。安芸津町のごみの処理等については、新市が新たに竹原広域行政組合に加入して処理する方向で調整する。処理区域については、現行のとおりとし、処分手数料については、当面、現行の手数料基準を引き継ぐものとする。</p> <p>② ごみの収集等については、黒瀬町、福富町、河内町、安芸津町の制度及び豊栄町に係る大和町豊栄町環境衛生組合の制度を、それぞれ新市に引き継ぐものとする。</p> <p>③ 家庭系ごみ袋については、新市において、合併後3年を目途に指定袋の統一に努める。ただし、指定袋を導入している黒瀬町、豊栄町、河内町については、現行のごみ袋を新市に引き継ぐものとし、その価格はごみ袋の原価相当に統一する。事業系ごみ袋については、当面、現行のとおりとする。</p>	<p>① 左記記載のとおり、賀茂広域行政組合で行っている業務を新市（以下「東広島市」）に承継し、安芸津町のごみの処理等については、東広島市が新たに竹原広域行政組合に加入して処理（処分）を実施した。その後の平成21年10月1日に東広島市、竹原市及び大崎上島町の全域を対象として一般廃棄物（ごみ・し尿）を共同処理（処分）する広島中央環境衛生組合を設立し、東広島市、竹原広域行政組合の一般廃棄物（ごみ・し尿）処理（処分）を承継した。事業系一般廃棄物の処分手数料については、合併前の「現行の手数料基準」を引き継いでいる。</p> <p>② ごみの収集等については、黒瀬町、福富町、河内町、安芸津町の制度及び豊栄町に係る大和町豊栄町環境衛生組合の制度を、それぞれ新市に引き継いだ。</p> <p>③ 家庭ごみ袋については、平成19年10月1日をもって、全市域で家庭系ごみ指定袋制度に統一した。 事業系ごみ袋については、平成17年2月7日をもって、東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例に処分手数料を規定し、現行のとおりとした。</p>
	<p>(2) し尿処理に関する取扱い</p> <p>① 東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町及び河内町のし尿の処理等については、賀茂広域行政組合で行っている業務を新市に承継する。安芸津町のし尿の処理等については、新市が新たに竹原広域行政組合に加入して処理する方向で調整する。処理区域については、現行のとおりとし、施設使用料については、当面、各施設の使用料基準を引き継ぐものとする。</p> <p>② し尿の収集等（業者の許可、収集区域）については、賀茂広域行政組合の制度及び安芸津町の制度を、それぞれ現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>① 平成21年10月1日に広島中央環境衛生組合の設立に伴い、新市及び竹原広域行政組合の業務を承継し、処理区域については現行どおり引き継いだ。施設使用料については、平成23年度より段階的に縮小し、平成26年度に廃止した。</p> <p>② し尿の収集運搬業の許可、収集区域については、賀茂広域行政組合及び安芸津町の制度を現行のとおり新市に引き継いだ。</p>



項 目	協定内容	取扱状況
22-7 農林水産関係事業の取扱い	(1) 農業振興地域整備計画の取扱い 農業振興地域整備計画については、5町の計画を新市に引き継ぎ、平成17年度において新たな計画を策定する。	基本計画策定委員会及び農林業振興審議会における議論を踏まえ、平成19年4月に策定した。
	(2) 農区制度の取扱い ① 5町の農区（集落）の区域については、新市に引き継ぐ。 ② 農区長に係る報酬、任期等については、東広島市の制度に統一する。	① 5町の農区（集落）の区域については、新市に引き継いでいる。 ② 農区長に係る報酬、任期等については、東広島市の制度に統一している。
	(3) 水田農業生産調整事業の取扱い ① 地域水田農業ビジョンについては、5町のビジョンを新市に引き継ぎ、平成17年度において新たなビジョンを策定する。 ② 水田農業推進協議会については、合併時に東広島市の協議会に統合し、構成員等の再編を行う。 ③ 生産調整の転作軽減対策については、平成17年度分の配分から次の制度に統一する。 ア 小規模農家に対する転作軽減措置 経営水田面積が10a以下の農家に対する転作軽減措置は廃止する。 イ 大規模農家に対する転作軽減措置 経営水田面積が5ha以上10ha未満の農家に対しては水田面積の5%を、また、10ha以上の農家に対しては水田面積の10%を、それぞれ転作軽減措置として水稲作付目標面積に上乗せして配分する。	水田農業生産調整事業は経営所得安定対策数量調整円滑化推進事業へ制度変更 ① 地域水田農業ビジョンについては、水田フル活用ビジョンへ制度変更、5町のビジョンを引き継ぎ策定している。 ② 水田農業推進協議会は地域農業再生協議会へ変更。5町の農業者の代表を含めた構成員となっている。 ③ 生産調整については、経営所得安定対策への制度変更に伴い、以下のように変更 ア 国から県へ、県から市へ生産数量目標及び面積換算値が配分 イ 市協議会で農業者ごとの水田面積に、市協議会が定めた率を乗じて算出した面積を面積換算値として、当初配分を行う（当初配分において、認定農業者、農事組合法人等担い手には10%上乗せで配分）。 ウ 各農家からの水田作付面積を集計後、市内全体で面積換算値を超過しなかった場合は、全員が生産調整達成者として認定 エ 市内全体で面積換算値を超過した場合は （ア）水稲作付面積が25a以下の農家については調整を行わない。 （イ）水稲作付面積が25a以上の農家については、担い手との配分に10%の差を設けた上で、水稲作付率の高い農家から順次水稲作付面積の調整を依頼、その際、加工用米等での取組みを提案。提案を受け入れた方は生産調整達成者となる。 オ 生産調整達成者は米の直接支払い交付金交付対象者となる。

項 目	協定内容	取扱状況
	<p>(4) 有害鳥獣対策の取扱い</p> <p>① 有害鳥獣駆除に係る報償費については、平成17年度から次のとおり定めるものとする。</p> <p>駆除出動謝礼（通常駆除） 2,000円/月×8か月×駆除班員数</p> <p>駆除出動謝礼（一斉駆除） 3,000円/事業×事業数×駆除班員数</p> <p>箱わな管理謝礼 4,000円/基・年×箱わな数</p> <p>捕獲報償金（イノシシ） 7,000円/頭×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（シカ） 7,000円/頭×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（タヌキ） 1,000円/頭×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（カラス） 500円/羽×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（カモ） 500円/羽×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（ヒヨドリ） 500円/羽×捕獲数</p> <p>② 被害農家に対する防護柵設置費補助金及び捕獲柵設置費補助金については、東広島市の制度に統一する。</p>	<p>① 「有害鳥獣捕獲報償金交付要領」を全部改正し、「東広島市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱」を平成25年4月1日に施行した。</p> <p>捕獲活動要請謝礼 1,000円/人・日×出動数</p> <p>箱わな設置管理謝礼 4,000円/基・年×箱わな数</p> <p>捕獲報償金（イノシシ） 7,000円/頭×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（シカ） 7,000円/頭×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（タヌキ） 1,000円/頭×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（ヌートリア） 1,000円/頭×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（カラス） 800円/羽×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（カワウ） 800円/羽×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（カモ） 500円/羽×捕獲数</p> <p>捕獲報償金（ヒヨドリ） 500円/羽×捕獲数</p> <p>② 協定内容のとおり</p>
	<p>(5) 農林水産関係事業受益者分担金制度の取扱い</p> <p>① 農林水産関係事業の受益者分担金に係る分担率については、原則として平成17年度から東広島市の制度に統一する。ただし、小規模崩壊地復旧事業及び県営ため池整備事業（負担金）においては、平成20年度から東広島市の分担率に統一する。</p> <p>② 東広島市において地元分担率の規定がない事業は、合併時まで、必要な事業の分担率を定める。</p>	<p>協定内容のとおり（合併時に「農林業施設等の事業分担金徴収条例」を改正した。）</p>

項 目	協定内容	取扱状況
	<p>(6) 農業集落排水事業の取扱い</p> <p>① 農業集落排水施設使用料の取扱い</p> <p>ア 使用料の算定基準については、合併時に東広島市の制度に統一する。ただし、黒瀬町及び河内町の使用料については、合併年度及びこれに続く3か年度の間、段階的な軽減措置を講じる。</p> <p>イ 使用料の徴収方法、減免基準及び徴収猶予基準については、合併時に東広島市の制度に統一する。</p> <p>② 農業集落排水事業の分担金及び加入金の取扱い</p> <p>ア 分担金及び加入金については、合併時に東広島市の基準に統一する。</p> <p>イ 分担金及び加入金の納付方法、減免基準については、合併時に東広島市の制度に統一し、徴収猶予基準については、新市においてその必要性を検討する。</p> <p>ウ 黒瀬町及び河内町の分担金の分割納付制度については、経過措置を講じる。</p> <p>エ 河内町の一括納付報奨金制度については、廃止する。</p> <p>③ 農業集落排水事業水洗便所改造等補助金の取扱い</p> <p>ア 東広島市において、水洗便所等改造資金の貸付制度を整備し、合併後は当該制度に統一する。</p> <p>イ 黒瀬町の水洗便所等改造補助金制度並びに河内町の利子補給制度及び生活扶助世帯補助金制度は廃止する。ただし、水洗便所等改造補助金制度及び利子補給制度については、経過措置を講じる。</p>	<p>① 協定内容のとおり（合併時に「東広島市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例」を改正した。）</p> <p>② 協定内容のとおり（合併時に「東広島市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例」を改正した。）</p> <p>イのうち、徴収猶予基準の必要性については、新市で検討し、導入しないこととした。</p> <p>③ 協定内容のとおり（合併時に「東広島市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例」を改正した。）</p>

項 目	協定内容	取扱状況
22-8 商工・観光関係事業の取扱い	<p>(7) 商工業関係団体の取扱い</p> <p>① 東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の商工業関係団体については、引き続き、広域連携体制の整備を働きかけるものとする。</p> <p>② 商工業関係団体への助成については、新市において統一的な基準により調整し、広域連携体制の整備後は、事業内容及び財務状況等を精査し、新たな基準により調整するものとする。</p> <p>(8) 観光イベント等の取扱い</p> <p>① 東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の観光イベントは、地域の歴史や文化などを保存し継承するため、主要な観光イベントについて引き続き、側面的な支援をするものとする。</p> <p>② 福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の観光関係団体については、(社)東広島市観光協会への統合を働きかけるものとする。</p> <p>③ 観光関係団体への助成については、新市において統一的な基準により調整し、観光関係団体の統合後は、事業内容及び財務状況等を精査し、新たな基準により調整するものとする。</p>	<p>① 平成21年4月に福富、豊栄、河内の3商工会が合併し、広島県中央商工会が誕生した。引き続き、商工業関係団体の広域連携体制の整備に向けた取組みを支援する。</p> <p>② 商工会補助については統一基準を作成し、平成18年度から運用を開始している。</p> <p>① 各地域の主要な観光イベントについては、地域の歴史や文化などを保存・継承するものであり、交流人口増による地域活性化を図ることができるため、側面的な支援を実施している。</p> <p>② 平成23年に豊栄町観光協会は解散し市観光協会が事業を引き継いでいる。その他については、現段階での統合の予定はないが、今後、各観光協会と個別に意見交換し統合の可能性を検討する。</p> <p>③ 観光関係団体の統合については、豊栄町観光協会が平成23年に解散し市観光協会が事業を引き継いでいる。その他については、現段階での統合の予定はないが、今後、各観光協会と個別に意見交換し、統合の可能性を検討する。観光関係団体への助成については、事業内容及び財務状況等を精査し統一的な基準により運用している。</p>
22-9-1 都市計画区域の取扱い	<p>(1) 合併時は、それぞれの都市計画区域については、現状のまま存続する。</p> <p>(2) 合併後の新市において、新市の基本構想、都市計画マスタープラン等との整合を図りながら、都市計画区域及び区域区分等の見直しについて検討する。</p>	<p>平成23年5月に「第二次東広島市都市計画マスタープラン」を策定し、平成25年2月には、東広島、黒瀬の両都市計画区域を一つの区域とし、名称は「東広島都市計画区域」とした。</p> <p>平成25年2月に都市計画区域を統合し、現在は「東広島都市計画区域」について区域区分の総合見直しの作業を進めている。</p>

項 目	協定内容	取扱状況
22-9-2 土地開発公社の取扱い	<p>(1) 黒瀬町土地開発公社、福富町土地開発公社、河内町土地開発公社及び安芸津町土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。</p> <p>(2) 東広島市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続する。</p>	<p>各町の土地開発公社は、解散・精算終了し、保有地は、東広島市土地開発公社へ引き継いだ。</p> <p>精算終了日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒瀬町：平成17年9月30日</li> <li>・福富町：平成17年5月18日</li> <li>・河内町：平成16年8月30日</li> <li>・安芸津町：平成16年12月9日</li> </ul>
22-9-3 公営住宅等の取扱い	<p>(1) 5町の公営住宅及び特定公共賃貸住宅については、東広島市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者資格、家賃減免措置等については、合併時に東広島市の制度に統一する。</p> <p>(3) 公営住宅の家賃の算定については、平成17年度から東広島市の制度に統一する。ただし、5町の家賃については、平成19年度までの3か年度の間、段階的な軽減措置を講じる。</p> <p>(4) 特定公共賃貸住宅の家賃については、各町の額をそれぞれ東広島市に引き継ぎ、入居者負担額の算定については、平成17年度から東広島市の制度に統一する。</p>	<p>協定内容のとおり（合併前に「東広島市営住宅設置及び管理条例」を改正した。）</p>
22-10 水道事業の取扱い	<p>(1) 黒瀬町及び安芸津町の上水道事業、福富町及び河内町の簡易水道事業、豊栄町の専用水道事業及び河内町の飲料水供給施設については、東広島市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 上水道事業及び簡易水道事業については、公営企業会計の法適用及び会計の区分の整理を行い、合併時に統一し、専用水道事業及び飲料水供給施設については、一般会計で処理する。</p> <p>(3) 水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併時に東広島市の制度に統一する。</p>	<p>上水道及び簡易水道については、協定内容のとおり</p> <p>豊栄町の専用水道事業及び河内町の飲料水供給施設については調整どおり一般会計で処理している。</p> <p>各施設の水道料金については、前回の消費税率変更時（5%→8%）は据え置いていたが、今後10%引き上げ時には、改訂する方向で検討する。</p>

項 目	協定内容	取扱状況
22-11 公共下水道事業等の取扱い	<p>(1) 公共下水道等使用料の取扱い</p> <p>① 使用料については、合併時に東広島市の基準に統一する。</p> <p>② 徴収方法、徴収事務、減免基準及び徴収猶予基準については、合併時に東広島市の制度に統一する。</p>	<p>① 協定内容のとおり改正した後、平成23年4月1日から、公共下水道使用料体系を2つに分け、福富処理区・豊栄処理区・入野処理分区については、新設した特定環境保全公共下水道使用料の料金体系での請求に変更した。</p> <p>② 協定内容のとおり（合併時に「東広島市公共下水道条例」を改正した。）</p>
	<p>(2) 公共下水道等受益者負担金及び分担金の取扱い</p> <p>① 受益者負担金及び分担金の算定基準については、当分の間、現行どおりとし、新市において下水道等の整備状況を踏まえ、統一について検討する。</p> <p>② 徴収方法、前納報奨金、督促手数料、延滞金、減免基準及び徴収猶予基準については、合併時に東広島市の制度に統一する。</p>	<p>① 受益者負担金及び分担金については、各処理区毎に算出根拠を持って決定されているので、検討の結果これを統一することは不相当と考え、統一しないこととした。</p> <p>② 徴収方法、前納報奨金、督促手数料、延滞金、減免基準及び徴収猶予基準については、協定内容のとおり</p>
	<p>(3) 公共下水道事業水洗便所改造資金貸付等の取扱い</p> <p>東広島市の水洗便所改造資金貸付金制度に統一し、利子補給制度、補助金制度、生活扶助世帯補助金制度及び報奨金制度は廃止する。ただし、利子補給制度及び補助金制度については、経過措置を講じる。</p>	<p>協定内容のとおり（合併時に「東広島市水洗便所改造資金貸付条例」を改正した。）</p>
	<p>(4) 産業団地汚水処理施設使用料等の取扱い</p> <p>① 使用料については、合併時に一部の改定を行うとともに、今後の企業立地の動向を踏まえ、新市において改定について検討する。</p> <p>また、料金体系は、団地単位でm<sup>3</sup>当たりの単価方式に統一する。</p> <p>② 使用料の徴収方法及び減免基準については、合併時に東広島市の制度に統一する。</p> <p>③ 黒瀬地区工業団地、河内臨空団地の下水道事業については、合併時に特別会計へ移行する。</p> <p>④ 黒瀬地区工業団地の加入負担金制度は、廃止する。</p>	<p>① 黒瀬地区工業団地汚水処理施設の使用料については、平成20年度から改定（210円/m<sup>3</sup>→420円/m<sup>3</sup>）した。</p> <p>河内臨空団地汚水処理施設については、平成21年4月から特別会計を廃止（平成20年12月に「東広島市産業団地汚水処理施設設置及び管理条例」を改正した。）</p> <p>② 協定内容のとおり（合併時に「東広島市産業団地汚水処理施設設置及び管理条例」を改正した。）</p> <p>③ 協定内容のとおり</p> <p>④ 協定内容のとおり</p>



項 目	協定内容	取扱状況
22-12-1 学校教育関係事業の取扱い	<p>(1) 小中学校の通学区域については、現行のとおりとする。 ただし、合併後の新市において通学区域の検討を行う。</p> <p>(2) 学校給食については、当分の間、現行の方式により実施する。 ① 給食センター及び共同調理場、単独調理場については、当分の間、そのまま使用して業務を行う。 ② 給食調理場のセンター化など、調理施設の整備や配置については、合併後に検討する。 ③ 実施形態については、施設整備後に統一を図る。</p> <p>(3) 豊栄町、河内町、安芸津町の奨学金等貸付制度については、合併時に廃止する。 ① 合併時までに貸付の決定がされている者については、新市において継続して貸付が受けられるようにする。 ② 奨学金の償還事務については、新市に引き継ぐ。 ③ 基金については、廃止する。</p>	<p>平成23年度、風早小学校への大田小学校、小松原小学校の統廃合の為、通学区域の変更を行った。今後についても、学校の統廃合及び分離新設等を行った場合は、通学区域の再編を行っていく。</p> <p>平成20年9月に東広島学校給食センターを稼働させ、単独調理場を廃止し、全ての学校を共同調理場からの受配校とした。 平成26年8月に給食費の改定を行い、市内統一金額とした（補食給食実施校を除く）。 今後については、老朽化している給食センター（八本松・福富・豊栄・河内）を統合し、新たに（仮称）北部学校給食センター（平成29年8月稼働）を整備する計画であり、これに伴い、実施形態の統一化を図る（完全給食の実施）。</p> <p>奨学金貸付制度は廃止し、償還業務のみ引き継いでいる。</p> <p>① 合併時までの貸付の決定者については、豊栄町及び安芸津町で貸付を実施した（最終貸付：平成20年度 安芸津町）。 ② 協定内容のとおり（最終償還予定年度平成37年度（豊栄町）） ③ 協定内容のとおり</p>
22-12-2 生涯学習関係事業の取扱い	<p>(1) 公民館の取扱いについては、次のとおりとする。 ① 各市町の公民館は、基本的に新市に引き継ぐ。</p> <p>② 公民館の管理運営については、東広島市の制度に統一することとし、東広島市中央公民館を「中央館」と位置付け、各市町公民館と連携した体制を整備する。</p> <p>③ 各市町における公民館主催事業については、当面、新市において引き続き実施する。</p>	<p>① 「東広島市公民館設置及び管理条例」に規定する公民館として、東広島市18、黒瀬1、福富2、豊栄4、河内5及び安芸津3施設の計33施設。また、公民館類似施設として、黒瀬1、福富1、豊栄3及び河内1の計6施設を新市に引き継いだ。</p> <p>② 各公民館等には、館長及び事務職員の2名（非常勤職員）を配置し（下黒瀬公民館を除く）、東広島市中央公民館と生涯学習課が協力して館長会議や職員研修を通じて、各館との連携を図る。</p> <p>③ 平成23年度に、市民協働のまちづくり指針及び行動計画のもと、公民館等を地域センターへ移管したが、引き続き生涯学習に関する活動の振興に関することとして、住民のニーズや各地域の特性や実状に応じた講座を引き続き実施している。</p>

項 目	協定内容	取扱状況
	(2) 成人式の取扱いについては、平成17年度から東広島市の制度に統一し、1か所で実施する。実施内容については、新市において調整する。	平成17年度から、東広島市の制度で統一し、東広島運動公園体育館の1か所で実施することとし、合併により広域化したことに配慮し、開催時間を10時から11時に変更して、次のとおり実施している。 ・名 称：東広島市成人を祝う会 ・開催日：成人の日 ・対 象：年度内に20歳になる人 ・内 容：式典及び記念事業
	(3) 文化財の取扱いについて、町指定文化財は、新市に引き継ぐものとし、合併後に、東広島市文化財指定基準に基づき、見直しを行う。	平成18年度から見直し作業を開始し、平成24年度に18件を指定解除告示（黒瀬町1件、豊栄町7件、河内町3件、安芸津町7件）、平成25年度に16件を指定内容等変更告示（豊栄町3件、河内町11件、安芸津町2件）して、見直し作業を終了した。
	(4) 町史編さん事業の取扱いについては、次のとおりとする。 ① 黒瀬町、福富町、豊栄町、安芸津町の町史編さん事業については、新市に引き継ぐ。 ② 各町の町史編さん委員会等を、新市において、町史刊行委員会に一本化するとともに、補助組織として各町別の町史編さん委員会を設置する。	① 各町の町史編さん事業は新市に引き継ぎ、下記年度で終了した。 ・黒瀬町史：平成19年度 ・福富町史：平成18年度 ・豊栄町史：平成19年度 ・安芸津町史：平成22年度 ② 全ての町史編さんが、平成23年3月31日をもって終了したことに伴い、「附属機関の設置に関する条例」から「東広島市町史刊行委員会」を削除し、「東広島市町史刊行委員会規則」を廃止する規則を平成23年4月1日に施行した。
	(5) 図書館の取扱いについて、次のとおりとする。 ① 黒瀬町、河内町、安芸津町の図書館は、新市に引き継ぐ。 ② 図書館の開館時間、休館日は、当面、現行のとおりとする。 ③ 新市の図書館体制は、東広島市中央図書館を中央館として、各市町の図書館を地域館として位置付ける。 ④ 移動図書館車については、平成18年度を目途に全市的に運行する。	① 合併時、黒瀬町、河内町、安芸津町の図書館を新市に引き継ぎ、中央図書館と4地域図書館（サンスクエア、黒瀬、河内、安芸津）、2分室（福富、豊栄）の新体制に移行した。 ② 各図書館の開館時間、休館日は、従前のとおりとした。 ③ 平成21年4月から福富分室、豊栄分室を地域図書館として運営開始し、市内図書館（7館）の開館時間・休館日を統一した。 ④ 平成18年4月から旧5町の区域も巡回を開始した。
22-13 選挙関係事業の取扱い	(1) 黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町の投票区については、東広島市に引き継ぎ、開票区については、東広島市開票区に統合するものとする。 (2) 選挙公報の発行については、黒瀬町の制度を東広島市に引き継ぐものとする。	投票区については、各町の投票区をそのまま引き継ぎ、開票区については、東広島開票区に統合した。 平成17年2月に「東広島市選挙公報発行条例」を施行し、市議会議員増員選挙時より選挙公報を発行した。



項 目	協定内容	取扱状況
22-14 国際交流・地域間交流の取扱い	<p>国際交流・地域間交流については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 国際交流における姉妹都市及び友好交流都市については、新市に引き継ぐものとする。</p>	協定内容のとおり
	<p>(2) 国内における姉妹都市については、原則として新市に引き継ぐものとする。ただし、安芸津町に係る口和町との姉妹都市交流については、これを地域間の交流として継承することとし、当該姉妹都市の提携については、新市において改めて相手方と協議するものとする。</p>	口和町との交流については、市民による地域間交流とし、姉妹都市としては提携しないが、交流活動を行う団体に対し助成を行っている。
	<p>(3) 国内におけるその他の地域間交流(豊栄町に係るどまんなかサミット)については、合併の日の前日までに解消するものとする。</p>	協定内容のとおり
23 新市建設計画	合併後の建設計画は、別添の「東広島圏域新市建設計画」に定めるところによるものとする。	協定内容のとおり

